

**広島県障害者自立支援協議会**  
**「広島県障害者差別解消支援地域協議会」**  
**令和元年度報告**

**令和2年3月**

## 目 次

○ 「広島県障害者差別解消支援地域協議会」について .....	2
○ 広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について .....	3
○ 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について .....	7
○ 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数.....	11
○ 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について .....	38
○ 協議会構成団体における障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の提供事例について	68
○ 広島県における障害者差別解消法に基づく『合理的配慮』の提供事例について.....	69
	(平成30年度)
○ 広島県における障害者差別解消法に基づく『環境整備』の事例 .....	75
	(平成30年度)
○ 市町における障害者差別解消法に基づく『合理的配慮』の提供事例について.....	77
	(平成30年度)
○ 市町における障害者差別解消法に基づく『環境整備』の事例 .....	82
	(平成30年度)
○ 広島県あいサポート運動企業・団体表彰について .....	89
○ 広がれ配慮の輪 川柳で伝えるメッセージ募集について .....	90
○ 令和元年度広島県障害者差別解消支援地域協議会委員名簿 .....	92

## 「広島県障害者差別解消支援地域協議会」について

### 1 広島県障害者差別解消支援地域協議会に付託された事項

- ・ 障害者差別解消法施行後の対応について

### 2 令和元年度広島県障害者差別解消支援地域協議会において説明した事項

- (1) 広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について
- (2) 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について
- (3) 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について

### 3 令和元年度広島県障害者差別解消支援地域協議会開催状況

部会開催月日	主 な 議 題
第1回部会 11月5日(金)	○広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について ○各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について ○県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について
第2回部会 3月13日(金)	○広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について ○各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について ○県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について ○協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

## 広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について

広島県障害者支援課

## 1 広島県の対応

## (1) 相談件数（令和2年1月末まで）

平成28年4月から健康福祉局障害者支援課内に専門の相談員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に応じるとともに、相談事例の紛争の防止又は解決を図るための関係機関との連絡・調整等を行っている。

令和2年1月末時点の相談件数は、前年同期比78.0%である。

## ○区分 (単位：件)

年度	障害を理由とする 不当な差別的取扱い	合理的配慮 の不提供	計
令和元年度（1月末）	13	19	32
平成30年度（1月末）	7	34	41

## ○相談方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	手紙	FAX	計
令和元年度（1月末）	21	10	1	0	0	32
平成30年度（1月末）	19	18	3	1	0	41

## ○障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R1	2	9	0	7	0	0	0	0	0	4	0	6	0	2	2	32
H30	5	10	0	8	0	0	0	3	0	3	1	5	6	0	0	41

※H30年度、R1年度ともに1月末時点の件数

## ○場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R1	8	1	2	0	1	3	2	0	2	0	4	1	2	1	0	5	0	32
H30	11	2	4	2	2	4	5	2	3	2	0	0	0	0	0	4	0	41

※H30年度、R1年度ともに1月末時点の件数

## 《対応状況》

○適宜、関係機関等に情報提供するとともに、必要な対応を依頼している。



(2) 合理的配慮の提供に関する情報提供件数（令和2年1月末まで）

○情報提供件数 (単位：件)

年度	合理的配慮の提供
令和元年度（1月末）	14
平成30年度（1月末）	12

○情報提供方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	手紙	FAX	計
令和元年度（1月末）	5	9	0	0	0	14
平成30年度（1月末）	0	12	0	0	0	12

○障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R1	0	1	1	9	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	14
H30	3	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12

※H30年度、R1年度ともに1月末時点の件数

○場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R1	1	0	5	1	0	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	1	14
H30	1	0	3	0	1	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	2	0	12

※H30年度、R1年度ともに1月末時点の件数

(3) 啓発活動の取組

障害者差別解消法に関する普及啓発を図るため、講演、会議、出前講座等により、県民、障害福祉事業者、障害福祉団体、民間企業、市町、県職員等に対して説明や情報提供を行うとともに、市町等に対して、啓発活動への取組を要請している。

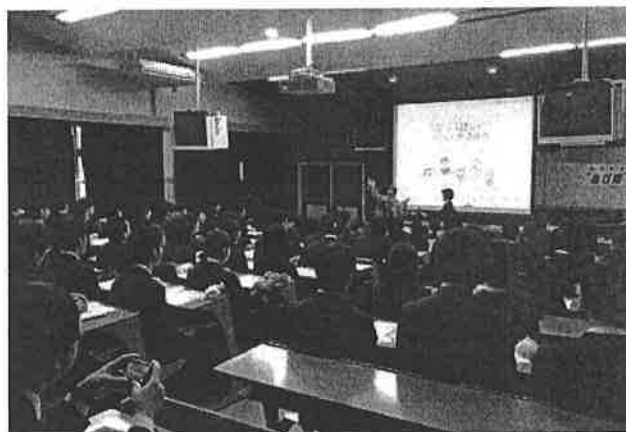
ア 令和元年度の取組

区分	月	内 容
県 庁	4月	障害者支援課新任職員研修（3回）
	7月	広島県東部建設事務所三原支所
	8月	広島県西部厚生環境事務所・保健所
事業者	4月	医療法人社団藤原眼科
	5月	はたのリハビリ整形外科
	5月	八本松病院
	5月	段原薬局
	6月	ひまわりサロン（視覚障害者ピアサロン）
	6月	大手町スマイル薬局
	7月	エスマイル薬局宮内店
	8月	よこた歯科医院
	9月	一般社団法人結 キッズさぼーと YUI
	11月	医療法人翠星会松田病院
	11月	一般財団法人広島市都市整備公社
	12月	広島知的障害者福祉協会
	12月	公益財団法人広島市文化財団
	団 体	4月
5月		広島大学大学院
5月		広島安田女子大学
7月		広島文化学園短期大学
7月		江田島市立能美中学校
7月		ぱーぷる・りんく
8月		広島県要約筆記者養成講座（広島県難聴者・中途失聴者団体連合会）
8月		広島県失語症者向け意思疎通支援者養成研修（広島県言語聴覚士会）
9月		安芸高田市愛郷小学校
9月		広島市立鈴張小学校
9月		広島市立矢野西小学校
11月		広島市立中筋小学校
11月		呉 YWCA
12月		広島県立三次青陵高等学校
12月		あさひ子ども園そら
企 業		4月
	4月	株式会社しらかば 有料老人ホームヴィラみずほ
	4月	ヤマモトロックマシン株式会社
	6月	株式会社メンテックワールド
	6月	広島アルミニウム工業株式会社
	7月	株式会社ベッセル
	9月・11月	就労支援リーダー養成研修
	10月	マイクロンメモリジャパン合同会社

11月・2月	あいサポートリーダー養成研修
12月	あいサポートリーダー促進研修
2月	あいサポートリーダー研修、あいサポート研修

講演、会議、出前講座の取組の様子

- ・あいサポート運動の趣旨等の説明
  - ・様々な障害の特性などを理解するためのDVD視聴
  - ・講義の種類（どのような希望があり、どのような内容の研修をしたのか。）
- 例：発達障害・障害全般・知的障害・盲ろう・車いす・白杖・聴覚障害 等



#### イ ヘルプマーク・ヘルプカード等の配布

障がいのある方を支える「あいサポート運動」の取組として、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークとして、東京都が作成した「ヘルプマーク」の普及促進に取り組んだ。

区分	配布部数
ヘルプマーク	17,160 個 (R1.12月末時点)
ヘルプカード	15,013 枚 (R1.12月末時点)

#### ウ 企業等へ訪問し、障害者差別解消法の啓発及び対応依頼

障害者差別解消法における、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供についての事例提供を行った。また、職員等への研修等、周知をお願いするとともに、県民に対する適切な対応をお願いした。

## 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について

## 1 職員対応要領の策定状況（令和2年2月1日時点）

市町名	①: 策定状況	②: ①が“策定予定”の場合、その時期	③: ①が“策定済み”の場合、策定日付 ①が“策定しない”の場合、その理由
1 広島市	策定済み		平成28年3月24日
2 呉市	策定済み		平成28年2月2日
3 竹原市	策定予定	令和元年度中	
4 三原市	策定済み		平成28年3月31日
5 尾道市	策定済み		平成28年4月1日
6 福山市	策定済み		平成28年3月14日
7 府中市	策定済み		平成28年3月15日
8 三次市	策定済み		平成28年4月1日
9 庄原市	策定済み		平成29年4月1日
10 大竹市	策定済み		平成29年10月20日
11 東広島市	策定済み		平成28年4月1日
12 廿日市市	策定済み		平成28年4月1日
13 安芸高田市	策定済み		平成28年3月30日
14 江田島市	策定済み		平成28年10月1日
15 府中町	策定予定	令和元年度中	
16 海田町	策定済み		平成30年9月1日
17 熊野町	策定済み		平成28年4月1日
18 坂町	策定済み		平成28年4月1日
19 安芸太田町	策定済み		平成28年12月1日
20 北広島町	策定済み		平成28年7月1日
21 大崎上島町	策定済み		平成29年1月1日
22 世羅町	策定済み		平成28年4月1日
23 神石高原町	策定済み		平成28年3月10日

## 《策定状況》

区分	R1.10.1時点	R2.2.1時点
策定済み	21	21
策定予定	2	2
策定しない	0	0
未定	0	0

## 2 障害者差別解消支援地域協議会の設置状況（令和2年2月1日時点）

市町名		①:設置日付	②:令和元年度開催予定状況
1	広島市	平成28年9月20日	6/11, 8/27, 9/26, 11/21, 1/23
2	呉市	平成30年7月1日	3/18(予定)
3	竹原市	平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	3/5
4	三原市	平成30年4月1日	未定
5	尾道市	自立支援協議会(権利擁護部会)で対応	10/25
6	福山市	平成28年7月26日 障がい者総合支援協議会(権利擁護支援部会)で対応	5/21, 7/16, 10/15, 1/14
7	府中市	平成29年3月1日	未開催 (相談事例がなかったため)
8	三次市	平成28年2月25日 障害者支援協議会の下部組織として差別解消支援部会の設置を承認	5/28, 7/29, 8/28, 11/27, 1/27
9	庄原市	令和元年11月7日	未開催 (相談事例がなかったため)
10	大竹市	平成29年4月1日	7/22, 3/2
11	東広島市	平成28年12月28日	2/26(予定)
12	廿日市市	平成30年1月25日	2月12日
13	安芸高田市	平成29年3月1日 自立支援協議会権利擁護部会がその機能を持つこと で対応	4/10・6/12・7/10・8/7・11/13・12/11・2/12・3/11(予定)
14	江田島市	平成28年12月8日 地域自立支援協議会内の権利擁護部会において、差別 解消支援部会の設置を承認	6/21, 10/23, 12/26, 1/29開催
15	府中町	平成30年2月1日 自立支援協議会においてその機能を持つこと で対応	未開催 (相談事例がなかったため)
16	海田町	海田町地域自立支援協議会で対応(要綱改正 H28.4.25)	2月21日
17	熊野町	平成29年2月9日 自立支援協議会で対応	令和元年11月14日 自立支援協議会で対応
18	坂町	平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	2月又は3月(予定)
19	安芸太田町	自立支援協議会においてその機能を持つこと で対応	3月(予定)
20	北広島町	平成28年6月23日(自立支援協議会で対応)	R2.3.26
21	大崎上島町	自立支援協議会で対応	毎月第2水曜日
22	世羅町	自立支援協議会(権利擁護部会)においてその機能 を持つこと で対応	11/8
23	神石高原町	平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	2月～3月(予定)

### 《設置状況》

区分	R1.10.1時点	R2.2.1時点
設置済み	22	23
設置予定	1	0
設置しない	0	0
未定	0	0

### 3 令和元年度 普及啓発等の取組

区分	令和元年度の取組内容(実施予定の取組を含む)
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民, 障害福祉団体, 関係事業者向け出前講座等の実施</li> <li>・ホームページを活用した行政機関等における合理的配慮の提供事例の紹介</li> <li>・パソコン起動画面を活用した職員向け啓発の実施</li> <li>・企業訪問により, 制度の周知及び職員研修等の実施を依頼</li> </ul>
広島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民, 事業者向け出前講座等の実施</li> <li>・職員研修の実施(新規採用職員研修, 公務員倫理研修, 福祉のまちづくり職員研修, 人権問題職場研修リーダー養成講座, 障害者差別解消法研修)</li> <li>・障害者等からの相談窓口の運営及び相談事例の全庁的な共有</li> <li>・ホームページを活用した相談事例の紹介</li> <li>・障害者週間に合わせ, 市広報紙に障害者差別解消法についての記事を掲載</li> <li>・民間団体等の広報誌に障害者差別解消法についての記事を掲載</li> <li>・広島市障害者差別解消支援地域協議会の開催</li> <li>・障害を理由とする差別の解消に向けた講演会の開催</li> <li>・職員を対象に「ユニバーサルマナー研修会」を開催</li> </ul>
呉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発パンフレットの配布</li> <li>・新入職員研修での説明</li> <li>・市役所庁内LANへの相談事例等の掲示による啓発及び事例共有</li> <li>・民生委員や市民向けに出前講座を開催</li> <li>・職員研修及び市民向けに精神障害者への差別に係る映画上映会を開催</li> </ul>
竹原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる周知</li> <li>・広報紙・自立支援協議会会議で周知</li> <li>・民生委員児童委員協議会会議で周知</li> </ul>
三原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者週間に街頭で啓発パンフレットを配布</li> <li>・出前講座の実施</li> <li>・ホームページによる周知</li> <li>・市役所ロビーに啓発パンフレットを設置</li> </ul>
尾道市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修で差別解消法について説明</li> <li>・市民向け出前講座</li> <li>・新任管理職への研修</li> <li>・啓発用のパンフレットの作成</li> </ul>
福山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民向けの出前講座の実施</li> <li>・庁内研修(新採用職員研修, 新任管理者研修)の実施</li> <li>・昨年度作成した障害者差別解消法についての啓発パンフレットの配布</li> <li>・ホームページによる啓発</li> </ul>
府中市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等にて作品の展示及び啓発パンフレットの配布</li> <li>・身体障害者福祉協会と共同で街頭啓発活動を実施</li> </ul>
三次市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的配慮の提供事例を市広報に連載</li> <li>・新規採用職員研修で障害者差別解消法を説明</li> <li>・「ひと・かがやきフェスタ」の中で障害への理解のための講演会を共催</li> <li>・市内事業所へ合理的配慮に関するアンケートの実施</li> </ul>
庄原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発パンフレットの窓口設置</li> </ul>

区分	令和元年度の取組内容(実施予定の取組を含む)
大竹市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会の部会で学習会を開催</li> <li>・広報紙, ホームページへの掲載</li> <li>・啓発パンフレットの配布</li> </ul>
東広島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座の実施</li> <li>・イベント等におけるリーフレット等の配布</li> <li>・市職員(新採職員)に対して, 障害者差別解消法についての研修</li> <li>・庁内フォルダへ職員対応要領を掲載し職員に周知</li> <li>・予算編成時, 合理的配慮(障害者差別解消法)について職員へ庁内メールで周知</li> <li>・東広島市障害者差別解消支援地域協議会の開催</li> </ul>
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修の実施</li> <li>・障害者差別に関する相談窓口をホームページに掲載</li> <li>・自立支援協議会を通じた障がい当事者からの合理的配慮好事例の把握</li> <li>・差別解消法の啓発パンフレットを商工会議所を通じて市内事業所に配布</li> </ul>
安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙, ホームページへの掲載</li> <li>・障害に関する理解促進事業の実施 (発達障害啓発週間における図書館特設コーナーの設置, 発達障害講演会, 市内障害者施設パネル展, 市内障害者施設芸術作品展, 福祉施設事業所販売会「あじさい横丁」・障害者差別解消法施行3周年記念映画上映会・権利擁護、虐待防止等人権研修会・手話ライブ・障害者雇用促進講演会・職場体験実習)</li> </ul>
江田島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発パンフレットの窓口設置</li> </ul>
府中町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害に関する理解促進事業の実施</li> <li>・広報ふちゆう12月号に障害者(ヘルプマーク)の特集記事を掲載</li> <li>・あいサポートアート展とあわせて町内事業所の作品展等を実施</li> </ul>
海田町	障害者週間にあわせて, 広報誌に障害者差別解消法についての記事を掲載
熊野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙, ホームページへの掲載</li> <li>・啓発パンフレットの配布</li> </ul>
坂町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報誌への掲載</li> <li>・啓発パンフレットの窓口設置</li> </ul>
安芸太田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の身体障害者相談員, 知的障害者相談員の連絡会議において県内の状況など周知・報告</li> <li>・町が発行する「障害の福祉サービスの手引き」に差別解消法についてを掲載し, 手帳所持者全員へ配布</li> </ul>
北広島町	啓発パンフレット作成中配布予定、R1自立支援協議会で周知予定
大崎上島町	ホームページ掲載, 当事者団体会合での説明, イベントでのパンフレット配布
世羅町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法に関する職員研修の実施</li> <li>・町ホームページへの掲載</li> <li>・啓発パンフレットの窓口設置</li> </ul>
神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発パンフレットの配布</li> </ul>



県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において  
対応した相談件数 (平成31年4月～令和2年1月)

区 分		相談件数		不当な差別的 取扱い		合理的配慮の 不提供		合理的配慮の提供 (情報提供件数)	
		R1(H31)		R1(H31)		R1(H31)		R1(H31)	
広島県	障害者支援課	32	(10)	13	(4)	19	(6)	14	(5)
	教育委員会	0		0		0		0	
	公安委員会	3	(1)	0		3	(1)	0	
広島市		30	(19)	6	(3)	24	(16)	0	
呉市		1		1		0		0	
竹原市		0		0		0		0	
三原市		0		0		0		0	
尾道市		3	(1)	3	(1)	0		0	
福山市		1	(1)	0		1	(1)	0	
府中市		0		0		0		0	
三次市		0		0		0		0	
庄原市		0		0		0		0	
大竹市		0		0		0		0	
東広島市		1	(1)	1	(1)	0		3	(3)
廿日市市		1		1		0		0	
安芸高田市		2		0		2		0	
江田島市		0		0		0		0	
府中町		2		1		1		0	
海田町		0		0		0		0	
熊野町		0		0		0		0	
坂町		0		0		0		0	
安芸太田町		0		0		0		0	
北広島町		1	(1)	0		1	(1)	0	
大崎上島町		0		0		0		0	
世羅町		1		0		1		0	
神石高原町		0		0		0		0	
計		78	(34)	26	(9)	52	(25)	17	(8)

※ ( )内は令和元年10月～令和2年1月の間の相談件数



## 相談件数(総数) 【平成31年4月～令和2年1月】

相談機関	件数
県	32
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	3
市町	43
計	78

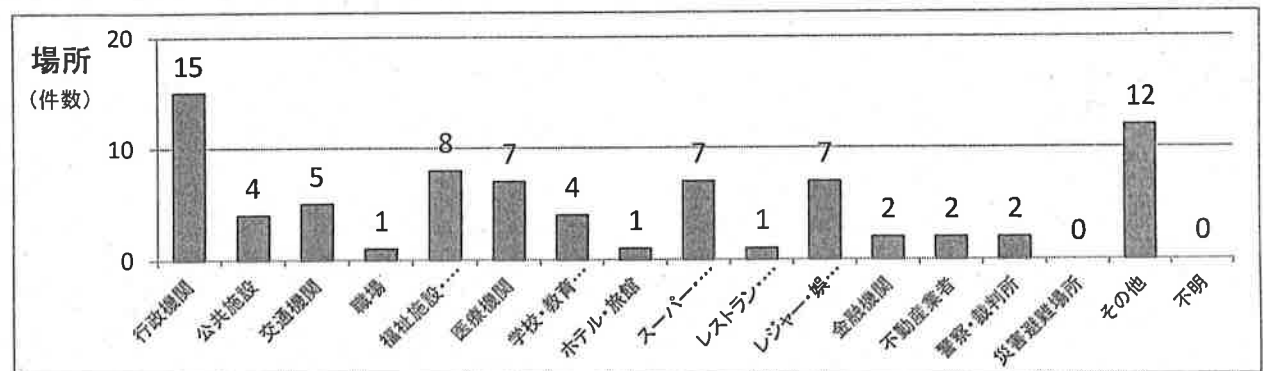
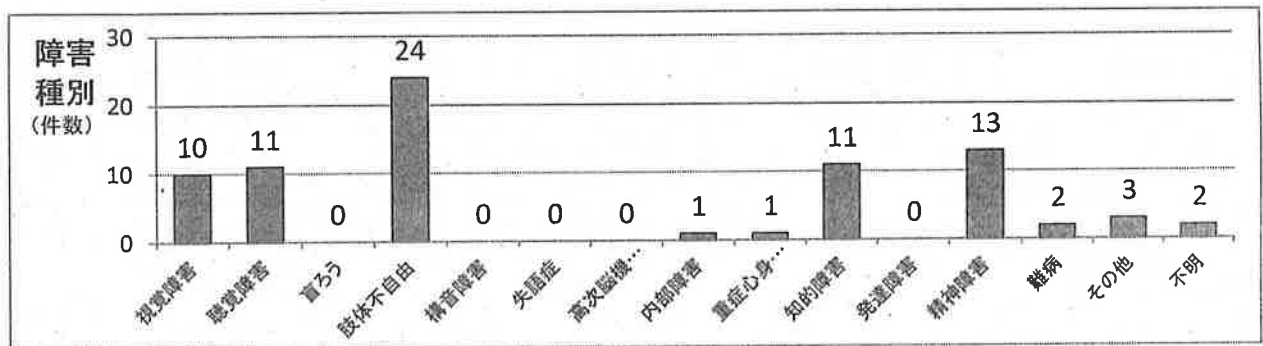
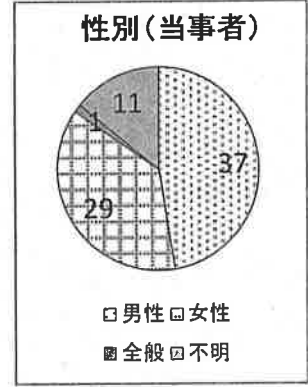
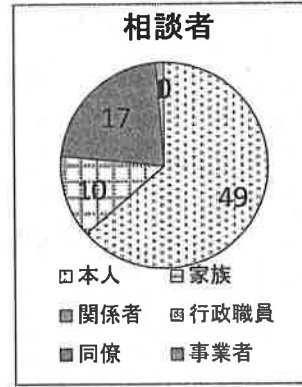
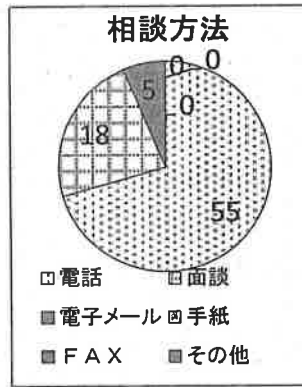
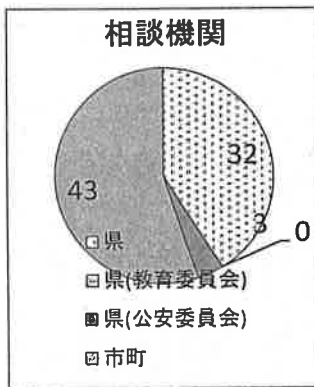
相談者	件数
本人	49
家族	10
関係者	17
行政職員	1
同僚	0
事業者	0
その他	1
計	78

障害種別	件数
視覚障害	10
聴覚障害	11
盲ろう	0
肢体不自由	24
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	1
重症心身障害	1
知的障害	11
発達障害	0
精神障害	13
難病	2
その他	3
不明	2
計	78

場所	件数
行政機関	15
公共施設	4
交通機関	5
職場	1
福祉施設・事業所	8
医療機関	7
学校・教育施設	4
ホテル・旅館	1
スーパー・デパート・小売店	7
レストラン・飲食店	1
レジャー・娯楽施設	7
金融機関	2
不動産業者	2
警察・裁判所	2
災害避難場所	0
その他	12
不明	0
計	78

相談方法	件数
電話	55
面談	18
電子メール	5
手紙	0
FAX	0
その他	0
計	78

性別(当事者)	件数
男性	37
女性	29
全般	1
不明	11
計	78



# ①相談件数(不当な差別的取扱い)【平成31年4月～令和2年1月】

相談機関	件数
県(障害者支援課)	13
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	13
計	26

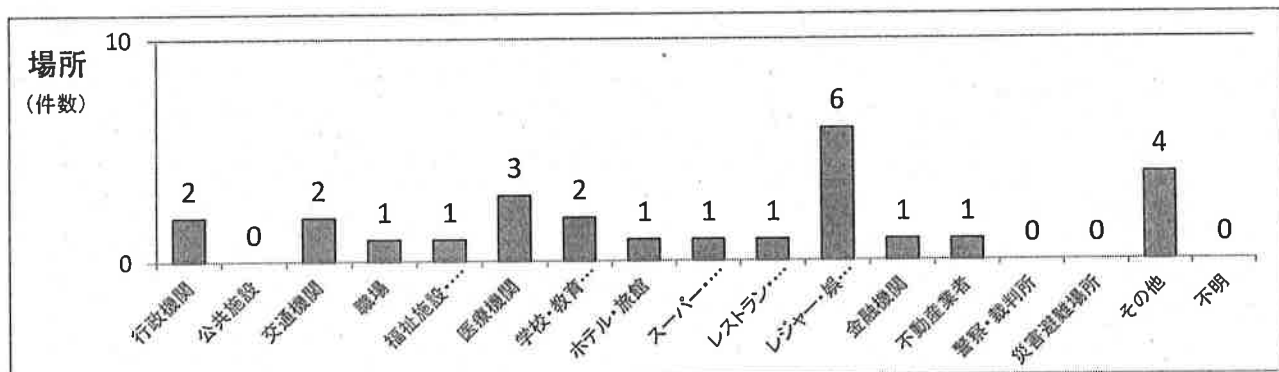
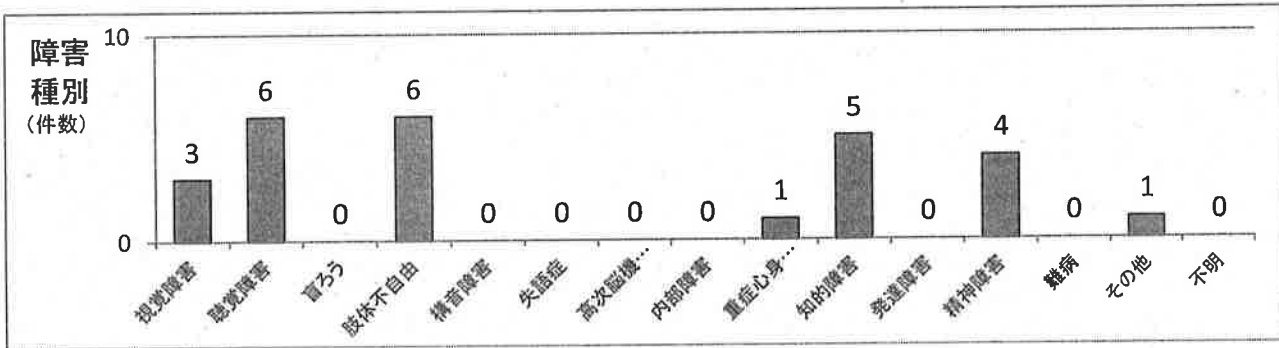
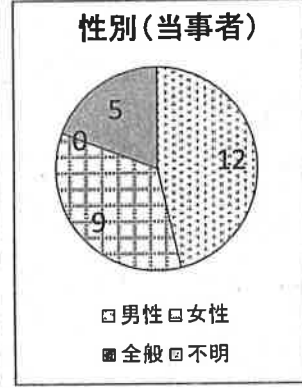
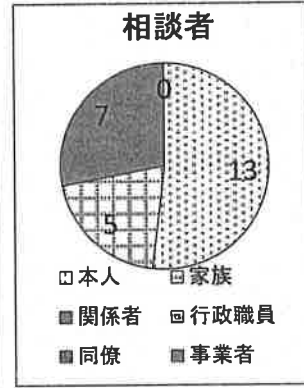
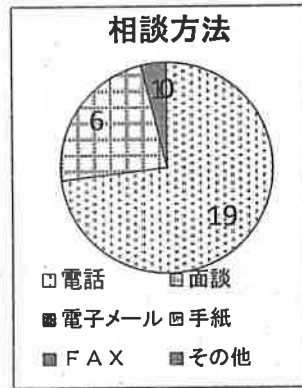
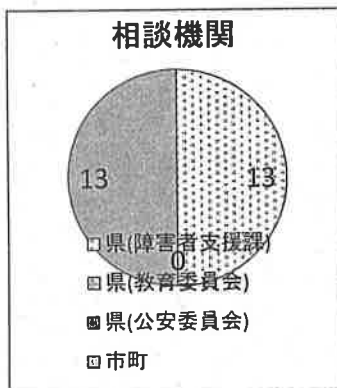
相談者	件数
本人	13
家族	5
関係者	7
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	1
計	26

障害種別	件数
視覚障害	3
聴覚障害	6
盲ろう	0
肢体不自由	6
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	0
重症心身障害	1
知的障害	5
発達障害	0
精神障害	4
難病	0
その他	1
不明	0
計	26

場所	件数
行政機関	2
公共施設	0
交通機関	2
職場	1
福祉施設・事業所	1
医療機関	3
学校・教育施設	2
ホテル・旅館	1
スーパー・デパート・小売店	1
レストラン・飲食店	1
レジャー・娯楽施設	6
金融機関	1
不動産業者	1
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	4
不明	0
計	26

相談方法	件数
電話	19
面談	6
電子メール	1
手紙	0
FAX	0
その他	0
計	26

性別(当事者)	件数
男性	12
女性	9
全般	0
不明	5
計	26



①相談事例(障害を理由とする不当な差別的取扱い)

集計期間:平成31年4月～令和2年1月

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがありますが、この事例集を参考とすつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
1	面談	本人	郵便局	女性	聴覚障害	高齢で聴覚障害と身体不自由があり、移動は車椅子を使用しており、配達員が来ても、ドアを開けるまで、時間がかかるが、配達員はピンポンを鳴らすとすぐに立ち去り、在宅しているにも関わらず、受け取ることができない。 郵便物の不在配達の対応について、当日の再配達の受付時間は17時までで、16:30に、配達表にあるFAX番号へ送信したが、その日は配達が無かった。翌日配達員が来訪し、身振りでFAXは(大きなノイズをして)ため、と言い、電話をブツブツする動作をしたが、聴覚障害のため、電話を使うこともできない。改善していただきたい。	郵便局に対して聴覚障害者の困っている状況を伝え、FAXの対応について、当初、担当者は「FAXは対応が難しいため、翌日の再配達のみ可能。希望を記入してポストに投函してほしい」とのことであったが、「当日の再配達で、聴覚障害の方が受け取る方法はないのか」と交渉した結果、郵便局担当者から「FAXの受付を可能とする。時間内でFAX送信して欲しい」旨回答があり、郵便局から本人に伝えることとなった。
2	電話	関係者(市町担当者)	金融機関	女性	聴覚障害	銀行の(インターネット)支店で、グッズのネット申し込みをしたかったが、応募要項は、本人確認は電話でとなっている。自分は聴覚障害のため、電話はできない。代わりに、運転免許証を添付して送信した。その後、銀行の担当者から本人確認の電話がかかり、家族が対応したが、家族では本人確認ができないため、申し込みが出来ないと言われた。 しばらくして、銀行から謝罪と、郵送対応を受ける旨の電話がかかってきて、家族にそのことを伝えた。結果的に申し込みはできなかったが、電話だけの受付方法で、断るのは差別的対応ではないのか。	銀行の支店に電話で確認したところ、聴覚障害の対応は郵送で解決したとのことであった。郵送について尋ねると、郵送手続きのためには本人の家族が、郵送に了承していることが条件で受け付けるとのこと、成人者に対して、家族の同意が必要なのかと尋ねると、本人宛の書留郵便という理由だと答えた。それは、障害者差別解消法の不当な差別的取扱いとなることを伝えた。 聴覚障害者も、一般の方と同じように申し込みができるように、改善を依頼したが、逆に方法を尋ねたいと言われたため、メールやFAXなど、電話以外の対応を検討してほしいと伝えた。結果、なかなか難しいが、社内での検討を行っていくとのこと。
3	電話	関係者(市町担当者)	スーパー・デパート・小売店	不明	聴覚障害	スーパーにて、その場ですぐにクレジット付きのカードが作れると呼び掛けがあったため、他の一般客とともに申し込みに行ったが、聴覚障害者は、作れないと言われた。自宅に郵送されたものを持参しないといけないということだった。今回は本人が名前を出したくない意向のため情報提供として伝えた。	今後、県からの確認等が必要になった時には連絡をすべしと伝えた。



番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
8	面談	本人	行政機関	男性	肢体不自由	自分が住んでいる県営住宅の自治会では、毎月清掃を行っており、もし参加しなければ「清掃欠席者負担金」を徴収されることになっている。免除案件の中に「心神障害者手帳受給者家庭」というものがあり、自治会長に確認したところ、療育手帳を所持する知的障害者と精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者の2種類のみが対象であり、身体障害者は対象外であることが判明した。これは差別に該当すると思うので行政で対応してほしい。	自治会長に相談内容を伝えたとところ、認識と記載内容に齟齬があったことが判明したため、記載内容に身体障害者も含めた表現に修正した上で、相談者にその旨を伝えました。
9	電話	本人	交通機関	男性	肢体不自由	バス停で待っていると、バスが来て運転手が降りてきたので、バスに乗せてくれるのかと思ったが「車いすの利用者は、事前に電話で予約してください」と言われ、そのままバスは出発した。その後、自分でバス会社に電話して、次のバスに乗った。 そのような事が今までに2回あった。バスに乗るのに、電話で予約が必要なのか。	バス会社に問い合わせたところ、「路線バスのバスは、徐々にワンストップバスやスロープを乗せたバスを増やすよう努力しているが、まだ車いすを乗せることが難しい。ワンストップバスも運行している。そのため、便によってはどうしても車いすを乗せることができない場合がある。事前に電話していただければ、ワンストップバスを配置するようには手配可能である。乗務員の対応が、説明不足だったと思うので、全ての営業所の乗務員に注意するよう文書で伝えたい。」とのことであった。 相談者に回答を伝え、了承いただいた。
10	電話	関係者 (障害者 施設の 支援者)	理髪店	女性	知的障害	車椅子を使用する障害者が、理髪店の入店を拒否された。理由は、カット中に障害者のよだれが、カットクロスについて汚いとのこと。本人は大塚シヨックを受けており、県への相談を希望された。 市より経過報告。市に障害者の利用している施設の職員が様子を知らせに来た。今後、理髪店に配慮してもらいたいと希望している。本人からの申し出に沿って、理髪店へ協力を求めていく。	市の方に話をされているとのことであったため、情報提供として承った。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
11	面談	家族	理髪店	女性	重症心身障害	50代の障がいのある男性とヘルパーと80代の母親同伴でA市の理髪店に行った。利用者は事前に利用できるか確認した上で、理髪店に行つたが、障がいがある人を見てすぐに散髪できないと断ってきたが、ヘルパーが手伝うことで散髪してもらった。よだれでカパーが汚れる、次からは利用しないしてほしいなど差別的な発言や行動があった。終わった後も料金を半額にするので今度から来ないでほしいと言われ、大変傷付いた。今後は店に対して差別をしないように啓発してもらいたい。(※NO.10と同じ相談)	市の担当者が現地を訪問し確認したところ、理髪店側は「障がい者だから断ったのではなく、子どもでも動いたりする場合は断ることが難しい場合は、散髪に支障があるので断ることがある。差別をしたつもりはないとのこと」であった。「発言や対応に差別の意図はなかったことを本市から、人に伝える。差別の有無に関わらず、障害者差別解消法について理解してもらいたい。本人も謝罪や補償を求めているのではありません、これから障がい者が差別されないような社会にしていきたいことが大切なので、法律の趣旨を理解していただきたい旨説明、助言を行った。また、地元の商工会議所に依頼し、事業所に対して啓発するため、県の「知っとる?障害者差別解消法」のパンフレットを商工会議所の全会員に配布することとした。
12	電話	本人	医療機関	男性	知的障害	医療機関を受診した。重度医療証を出す、支払は200円で済むはずなのに、受付が後回しにしたり、言葉遣いが悪かったりと、重度障害者に対する扱いが酷い。医療安全支援センターにも伝え、知事にも手紙を書いた。医療機関に電話して注意してほしい。	医療機関に伝えたと、対応改善を図る旨、回答があった。
13	電話	家族	学校・教育施設	女性	その他(てんかん)	高校で障害者差別を受けている。娘はてんかんをもっているが、主治医からは「普通の生活をしたい」と言われているが、担任からひどい発言を受けている。他の生徒と同じように扱われたい。必要がないのに、「母親がついていかないと参加させない」と言われている。みんなの前で、「病気のことを言わないと部活に参加させない」など娘は深く傷ついている。「てんかん発作が迷惑だ」とも言われた。何とか娘の学校生活を、普通に送れるようにしたい。学校での差別に関する相談窓口を教えていただきたい。	教育委員会総務課の連絡先を伝え、了承された。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
14	電話	本人	学校・教育施設	男性	精神障害	「てんかん」を持っており、発作が起こった際は講師の発言内容が聞き取れないことがある。 学校に在籍していた時に、授業中に発作が起こり、講義内容が把握できなまま作業をしていた時に、講師から「障害者はべこべこ頭を下げていれはいい」という主旨の心無い言葉などを言われた。別の生徒からも同じようなことを言われたと聞いており、副校長も同じような態度を取っている。 このことについて学校側からは正措置と謝罪文を求めると旨の連絡をしたが、「覚えていない」というようなことを言われており、市に対応していただきたい。	相談者から直接、学校やその施設を所管する行政機関には伝えており、監督官庁である厚生労働省へ事実関係を伝えた。
15	電話	家族	レジャー・娯楽施設 (スーパージェット)	女性	知的障害	軽い障害(おそらく知的)のある女性が、家の風呂が壊れたので、スーパージェットに行っているが、他のお客さんから指摘があり行けなくなった。私以外にも同様の相談は最近あったのか。また、近隣にある銭湯は高くても通えなくなるのが情けない。	類似の相談は把握していない旨回答。また、町内の高齢者対象であるが他の施設を情報提供した。相談者は匿名でもあり、その後の対応はない。 (事業者から電話聴取) 以前、オーストメイト利用者の方が利用されると脱衣所にものすごい悪臭が立ちこめ、片づけした職員が吐いたり、他の利用者から苦情が出るため、悪臭がしないように配慮してもらえないのであれば利用を遠慮するようにお願いしたケースがあったとのこと。 以前は、オーストメイト使用者の利用はお断りしていたが、障害者差別解消法ができてからは、そのような対応はしていない。ただ、今回のように注意しても聞いてもらえず、あまりに他の利用者の迷惑になり、営業に支障が出るケースでは断らざるをえなかったとのこと。 軽い障害があるのかもしれないが、大声を出す程度であれば、注意はするが出入り禁止にしたりはしないとのことであった。
16	電話	本人	レジャー・娯楽施設	男性	知的障害	インターネットで求人を見つけて、メールで応募をした。その際、自分の障害のことも書き添えた。その後、会社から返事があったので、自分は障害者だが面接をしてみたいのかと尋ねると、求人はもう充足したとの回答であった。しかし、同事業所の求人は募集が継続して出ている。障害を理由に差別を受けたかと思っている。会社に対して、苦情を言いたいので、電話番号を聞きたいと言ったが、教えてくれなかった。	労働局へ相談するよう、助言を行った。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
17	面談	本人	職場	男性	精神障害	平成23年頃から精神疾患で通院治療中であり、残業をしないこととして勤務を続けながら通院治療していた。 平成30年1月に、病状が改善されたため、1日2時間の残業が可能との医師の診断書を出して、その後は1日1時間の残業をしていた。 その後、更に残業をしたいと申し出たが、会社から断られたため、再度残業の制限は不要との医師の診断書を出して会社に再考を求めた。 が、先日会社から上限1時間のままで業務をするよう告げられた。 医師が制限は不要と判断しているのに、障害を理由に、会社が残業を一方的に制限するのは差別ではないか。 残業ができないことで仕事をこなせず、また、同僚が残業しているのにそれを助けることもできない。 労働基準監督署に最初に相談に行ったが、市役所に行くよう言われた。	障害者雇用促進法の障害者差別については、労働基準監督署で対応すべきものであることを確認し、対応を依頼した。 最終的に労働基準監督署が対応することで、労働基準監督署及び相談者から了承を得た。
18	電話	家族	医療機関	男性	肢体不自由	歯科クリニックに、虫歯になった歯に型をはめる治療のため、受診したところ、椅子からひっくり返りそうになり、治療途中で中断となった。歯科医師から「もう来なくていい。歯の型は、他の方に利用できないので、その費用は健康保険の方に請求しておく。」と言われた。その歯科医院には、9回目の受診で、今までも、何度か同様のことはあったが、もう来なくていいというのは、初めてのこと、差別ではないか。次回、調子のよい時に治療をするように、と言われるのならわかるが、来なくていい、というのはいびどい。当事者(妻)は、身体障害者手帳3級で、脳脊髄液低減症もあり、歩行時にふらつくことが多いため、通院時には、いつも相談者が付き添っている。このことは、健康保険、歯科医師会にもクレームを申し立てた。当該歯科診療所に注意していただきたい。	当該歯科診療所に相談内容について伝えたところ、診療所側は、「以前から、体調がすぐれないときには治療ができないということ、何度も治療時間を取った。頻りにキャンセルも受けており、できるだけ配慮をして治療を行っていた。今までは、椅子から落ちそうになったことは一度もない。状態を動かすと、体調に悪いこのことで、できるだけ動かさないように工夫しながら、椅子に據たままの状態治療してきた。それでも、メニエル、めまいなどを訴えられるため、治療の継続は難しいと判断した。」とのことであった。
19	電子メール	その他	行政機関	不明	肢体不自由	指定難病の障害の方が市役所にヘルプマークとヘルプカードを受け取りに窓口に行ったが、対象外として、配布を拒絶された。差別にあたるのではないか。	申し出内容のとおりであれば、通常、ヘルプマークとヘルプカードを配布しないこととはならない。 同様のケースが繰り返されないよう、管内関係機関に趣旨の徹底を図ることで、了解を得た。
20	電話	関係者	交通機関	不明	精神障害	精神障害者がバスの料金支払い時に、精神障害者保健福祉手帳を見せると、運転手にいやな顔をされた。このようなことがないようにしていただきたい。	関係機関に周知し、今後、同様の事案が生じないよう研修等の実施により、啓発に努める。
21	電話	関係者	不動産業者	不明	精神障害	精神障害者が不動産を借りようとする断られる事例を多く聞く。不動産屋に問い合わせても、精神障害ということがわかると、すぐ断られる。改善していただきたい。	関係機関に周知し、今後、同様の事案が生じないよう研修等を実施し、啓発に努める。



番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
22	電話	本人	レストラン・飲食店	女性	視覚障害	視覚障害があり、盲導犬を同伴している。同窓会の2次会でカラオケに行くことになり、市内店舗に行ったところ、「飲食店だから盲導犬はダメ」と受付で断られた。また、別の店舗に行ったところ、「盲導犬はダメ」という理由で断られた。2軒も続けて断られて、せつなか、同窓会などの嫌な気持ちになった。A市のような大都市でこのような事が起こるとは残念だ。今後このような事がないよう、行政から指導してほしいと思いい電話した。	対象となる市内でカラオケ店を営んでいる2つの事業者に対して、盲導犬はペットではないこと、また、身体障害者補助犬は飲食店等に同伴を認められていることを説明した。盲導犬の同伴を理由に入店をお断りすることとは、障害者差別解消法における不当な差別的取扱いにあたり、法律で禁止されていることを説明し、今後は適切な対応をすよう伝えた。
23	電話	本人	その他	男性	肢体不自由	自分が住んでいる公営住宅の自治会では、毎月清掃を行っており、もし参加しなければ「清掃欠席者負担金」を徴収されることになっている。この清掃活動の免除条件の中に「心神障害者手帳受給者家庭」というものがあり、自治会長に確認したところ、療育手帳を所持する知的障害者と精神保健福祉手帳を所持する精神障害者の2種類のみが対象であると、身体障害者は対象外であることが判明した。自分は脳性麻痺による片麻痺で身体障害者手帳2級を所持しているが、このような一方的で偏った内容のルールの決め方は、納得がいけないし、障害者の差別に該当するのではないかと思いい、既に弁護士にも相談しているところであるが、自治体にも見解を伺おうと思いい相談した。	公営住宅自治会の会長に対して、今回の相談者の相談内容と障害の特性について伝えるとともに、障害者差別解消法の趣旨を説明した。その結果、自治会側に障害に対する認識と住民に配布していた文書の表現内容について、齟齬があったことが判明し、免除条件に身体障害者についても加えることで同意した。
24	電話	家族	福祉施設・事業所	男性	知的障害	市内の民間事業者が運営する保育園に自分の子供を預けている。子供はダウン症で知的障害と自閉症を合併している。その保育園では土日に子どもを預ける際は保育士の人手不足もあり、人員体制上、対応することが難しい日があり、その状況は理解している。そのような日は「協力日」としてなるべく子供を預けないように配慮する旨を保護者へ通知されている。 先日、土曜日に自分の子供を預けたいと保育園側に申し出たところ、「障害を持つ子供を預けるようなことは控えてほしい」と言われた。人員体制上、保育園側にも負担があることは理解しているが、そのようなことを言われたのでとても傷ついた。	相談者は今回の保育園の対応に対して、行政から働きかけることで自分と保育園との関係性が悪くなることを懸念しているため、相談者からの要望に基づき、今回は相談内容を聞き取ることにのみ留めておくこととした。相談者は市の保育園画課にも直接相談し、行政に対して今後どのような対応してもらおうかを検討したいとのことだった。
25	電話	本人	医療機関	男性	肢体不自由	急性腸炎で1か月の入院となった。病院に車いすを借りるが、車いすのブレーキがかかってなく転倒した。痛いのにはベットに戻れと言われ、看護師は手伝わなくてもいい。車いすに慣れているので、ブレーキを確認するのは乗る人がするのが当たりまえと言われる。それは違うのではないかと、病院側の入院者に対する意識が低すぎる。こんな状況下で、医師も苦しんでいる人に退院の話をするのはどうか。	病院を訪問し、相談内容を伝える。病院側としては適切な支援を行っていること、また、相談者がSNSで病院の誹謗中傷を発信していることから、名譽棄損で訴える準備もあることを伺う。今後は受診も拒否することのこと。その後、相談者は法テラスに相談され、今回の件については納得されていると聞いている。
26	面談	関係者	レジャー・娯楽施設	不明	聴覚障害	A市に新しく出来たフィットネスクラブへ入会しようとした際、聴覚障害であることを理由に入会を拒否された。	A市内の別の店であるが、同様な相談があったため、再度、当該スポーツジムに対して、法の趣旨に沿った対応を行うよう、指導した。

## ②相談件数(合理的配慮の不提供)【平成31年4月～令和2年1月】

相談機関	件数
県	19
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	3
市町	30
計	52

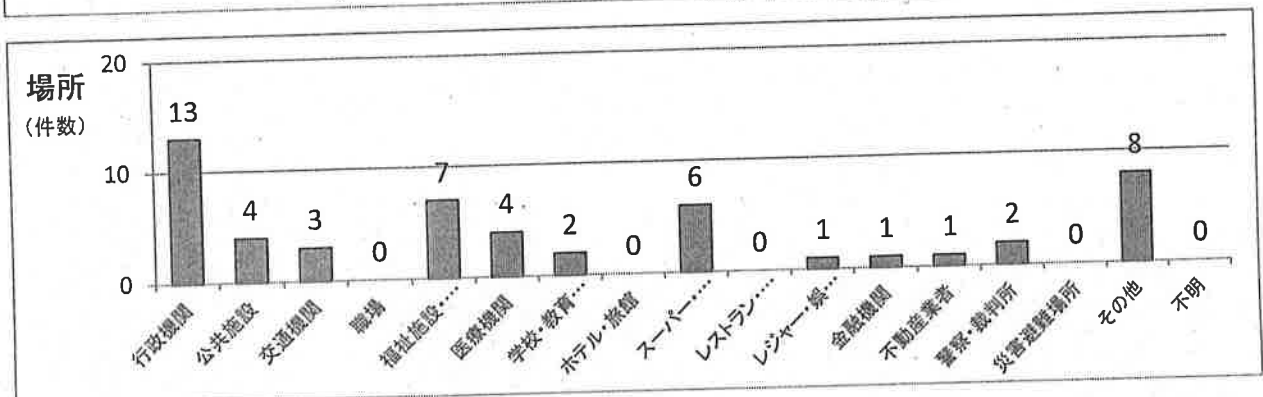
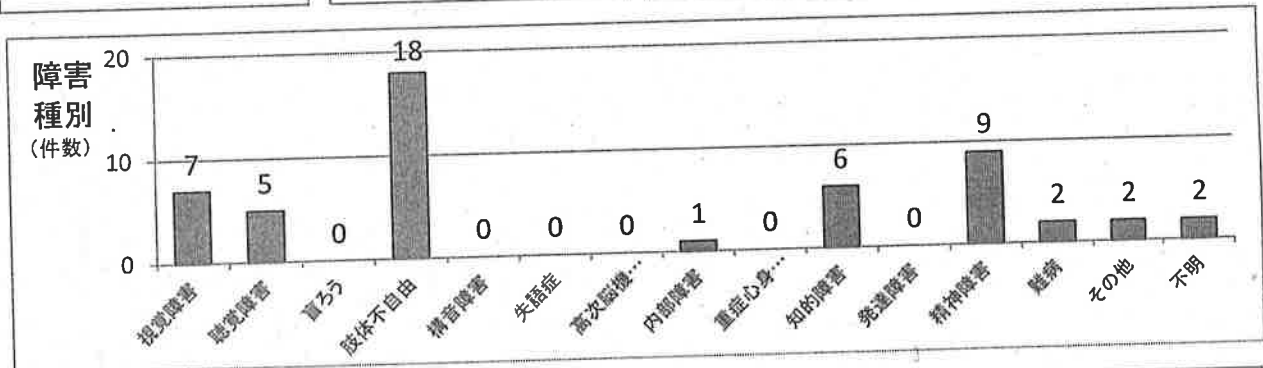
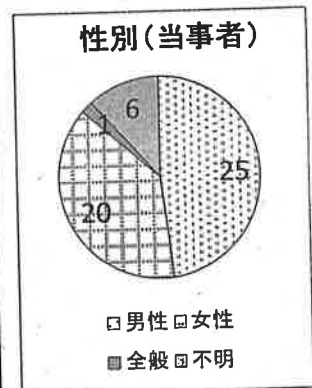
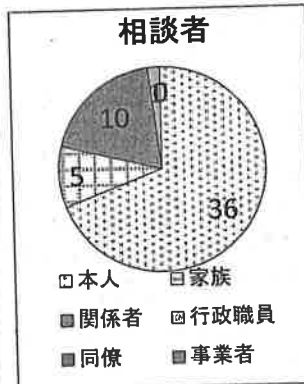
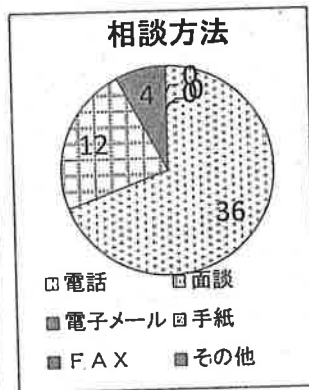
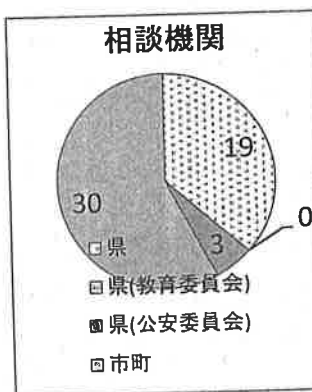
相談者	件数
本人	36
家族	5
関係者	10
行政職員	1
同僚	0
事業者	0
その他	0
計	52

障害種別	件数
視覚障害	7
聴覚障害	5
盲ろう	0
肢体不自由	18
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	1
重症心身障害	0
知的障害	6
発達障害	0
精神障害	9
難病	2
その他	2
不明	2
計	52

場所	件数
行政機関	13
公共施設	4
交通機関	3
職場	0
福祉施設・事業所	7
医療機関	4
学校・教育施設	2
ホテル・旅館	0
スーパー・デパート・小売店	6
レストラン・飲食店	0
レジャー・娯楽施設	1
金融機関	1
不動産業者	1
警察・裁判所	2
災害避難場所	0
その他	8
不明	0
計	52

相談方法	件数
電話	36
面談	12
電子メール	4
手紙	0
FAX	0
その他	0
計	52

性別(当事者)	件数
男性	25
女性	20
全般	1
不明	6
計	52



## ②相談事例(合理的配慮の不提供)

集計期間:平成31年4月～令和元年9月

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なる場合があります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
1	面談	本人	行政機関	女性	精神障害	県庁の敷地内にある障害者専用の駐車場が、とてもわかりにくい。入口からはっきりわかるように、順路等の表示をして欲しい。障害者用の駐車場は、台数に限りがあるのだから、満車なら、他を探さないといけない事情を考慮して欲しい。	財産管理課に情報提供した。
2	電話	本人	行政機関	女性	肢体不自由	県庁の駐車場から出庫の際に、エラーがあり係員に連絡をしたかったが、専用の電話の位置が高すぎて、車椅子からは手が届かない。困っていると、通りかかった人が電話をしてくれる配慮があり助かった。その後、電話がつかないのは委託している会社となっており、対処するまで40分待たなくてはいけないと言われた。県庁には受付に警備の人が近くにいるだけでも、助けてくれないのか。何らかの配慮をすべきなのではないのか。	財産管理課に情報提供した。
3	電話	本人	医療機関	女性	内部障害	平成27年10月から指定難病である「拡張型心筋症」を発症しており、1日の半分は寝たきりのような状態である。同じ時期から市内の病院に自家用車で通院している。その際の駐車スペースについて、玄関に近い障害者専用駐車区画に駐車しようとしたところ、警備員からその区画は福祉車両や救急車の乗降専用なので駐車しないでほしいと言われた。	法律上、障害者専用駐車場の運用については、行政指導する法的根拠がないが、障害のある方が必要な時にできる限り利用しやすい空間となるよう、病院を経営する事業者へ伝えた。
4	電話	関係者	交通機関	男性	肢体不自由	肢体不自由の方が、介助者無しで、駅からリムジンバスに乗車する際、車椅子を持参し、バスに積載する件について事前に頼んだが、「車椅子の人なら、同行の介助人に車椅子の積み込みを頼んで欲しい。車椅子には傷がつかないようにカバーをかけて欲しい。乗務員は手伝うこととはできない」と、断られた。介助者の同行はできないため、車椅子の積み込みを、乗務員に頼みたい。空港に着いてからの介助等は準備しており、駅から広島空港までを何とか移動したい。広島駅から乗車する広島空港行きのリムジンバスは、乗務員が対応されている。本人は、杖歩行が可能で、自身でバスの座席に座ることもできる。手を借りたいのは、車椅子をバスのトランクに乗せるときだけである。	バス会社に、電話で確認したところ、「車椅子のトランクへの積み込みは乗務員が担当することは可能であり、介助者が同行しないのであれば、通常は乗務員または整理員が対応できる。本日営業所に問合せがあった際に、感情的になられた方があったと聞いている。広島空港到着が早い時間であれば整理員のいない時間なので、乗務員一人が対応する。荷物をお断りした例としては、ゴールデンウィークなど、乗客が多い時期に、自転車の積み込みはお断りしたケースがある。今回の車椅子の積み込みについては、問題ないので対応は可能である。」と回答を得て、この旨相談者に伝えた。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
5	電話	本人	交通機関	女性	精神障害	公共交通機関を利用した際に、運転手や車掌が障害者の料金体系に対して理解していないと感じた。この事業者に対して障害者への配慮についての社内教育を徹底させるよう要望したい。	事業者に相談内容を伝えたと、「社内への教育は全社的にやっているが、このような問題が起こったことを社内でも共有した上で再度教育を徹底していきたい」との回答を得たため、この回答内容を相談者へ伝えた。
6	電子メール	本人	公共施設	不明	不明	A市福祉センター付近などの横断歩道の歩行者用信号は、点滅になるのが早すぎて横断歩道を渡り切れず困っている。	メールに記載された場所付近の交差点について現地調査を行った。 当該交差点の歩行者用信号は、青色灯火及び青色の点滅時間ともに基準を満たしていたが、相談の内容に基づき青色灯火の時間を3秒延長した。
7	面談	本人	行政機関	男性	肢体不自由	A市施設の1階の身障者用トイレの扉が使用しにくいので改修してもらえないかと相談があった。 当事者の方は肢体不自由により電動車いすで移動しており、該当の身障者用トイレについては扉の取っ手に手が届かない、扉の閉まる速度が速く、扉と車いすがぶつかると、鍵の位置が低く閉めにくいとのことであった。	現地の身障者用トイレの扉の使用しにくい箇所に当事者にも立ち会っていただき確認をした。 その後、当事者・事業所職員・市担当職員等立会いのもと、当事者の方に確認しながら改修案の説明を行い、改修終了後についても、当事者立会いのもと確認を行った。
8	面談	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	肢体不自由	スーパーのエレベーターのボタンに手が届かなく使用しにくい旨、肢体不自由の方で電動車いすで移動している方から相談があった。該当のエレベーターについては身障者用ボタンがないため通常のエレベーターのボタンに手が届きにくいとのことであった。	当事者・事業所職員・スーパー担当者立会いのもと、実際に動いてもらい使用しづらい状態を確認をした。事業所職員より、改修ができるか、人的補助で介助してもらえるか検討してほしい旨、要望を伝えられた。 スーパーの担当者によると、エレベーターの改修には法的に届が必要になり、費用もかかる。店長に報告し、どのように対応できるか話しをする。中間結果が出たら市役所へ報告することのこと。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
9	面談	本人	その他	女性	肢体不自由	一般の方が、障害者用のトイレを使用していて困った。特に多いのが駅である。障害者が暮らしやすい配慮ある社会になることを希望する。	情報提供として承った。障害者差別解消法及び、あいちサポート運動の普及啓発に努める。
10	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	女性	肢体不自由	大規模小売店舗の障害者用のトイレが壊れており、使用できない。長期間(半年～1年間)に渡って、故障したままになっている。そのため、店舗側に申し出を行ったが、一向に修理されない。立ち入りを行い、状況を把握した上で、早急に改善をするよう促してほしい。	店舗管理者へ相談者の要望を伝えたところ、既に故障部分について修繕が完了していることが判明した。
11	電話	関係者	その他	男性	視覚障害	視覚障害者が投票所に行き、点字投票を申し出たところ、対応した職員の態度が悪かったという話を聞いた。また、点字器等を持ってくるのに長時間待たされた。今後は、点字器等はすぐ出せるように準備して、視覚障害者が気持ちよく投票ができるようにしてほしい。	相談内容を関係部局へ伝えた。
12	電話	関係者	金融機関	男性	視覚障害	担当ケアマネジャーから架電。これまでヘルパー同行で、郵便局で通帳記帳後、係員に記帳内容の読上げをお願いし、それをボイスレコーダーに録音していたが、先日お願いした際に断られた。何か良い方法はないか。本人の同意が得られたので、郵便局に電話で聞き取りをしたところ、「耳打ちするのは可能だが、ボイスレコーダーは他の利用者の会話まで録音してしまう恐れがあり、使用をお断りしたい。」とのことであった。	郵便局に問い合わせたところ、次の対応をすることとなった。 ・読上げは可能。 (以下は当該郵便局での措置で、他の局での対応はこの限りではない。) ・ボイスレコーダーは、ヘルパーと2階の個室に上がってもらえらるなら、個室内で使用可能。(その際、ヘルパーは室外で待機) ・職員数が少ないため、前日に電話をいただければスムーズに対応できるよう手配する。 上記の旨、担当ケアマネジャーから本人へ伝えた。
13	電子メール	本人	警察	女性	その他	交通違反で車両を止められた際に、ヘルプマークを身に付けている自分(同乗者)への配慮がなかった。 (交通事故によるPTSDで、対向車両が全て自分に向かってくるように見える症状を患っていたため、違反処理の際、道路脇に停車していた車内で苦痛を感じたもの)	対応した職員は同乗者本人から申出を受けけるまでヘルプマークについて気付いていなかった。今後は同乗者の方にも目を向けるとともに職員に対すヘルプマークの周知徹底を行う旨を相談者に説明した。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
14	面談	本人	行政機関	男性	聴覚障害	1階受付に案内のモニターが付いていた。障害者支援課に直接つながるようにカメラを付けて欲しい。手話で相談員に問い合わせができれば、わざわざ受付で筆談したり、通じなくて困ったりしないので安心でき、不在確認もできる。また、タッチパネル式で、どの課にも通じるようすれば、聞こえる人も便利と思う。意見として伝えてほしい。	御意見として、承った。
15	面談	本人	レジャー・ 娯楽施設	女性	聴覚障害	ミュージアムに観光に行ったが、合理的配慮として手話の対応がなく残念だった。筆談だけでも頼みたかったが、どのスタッフも対応中で、メモを見せて呼び止める事もできなかつた。有名な観光地なのに、配慮もないことが、非常に残念だった。	ミュージアムに電話で確認したところ、「手話のできるものは居ない。筆談には応じる」とのことであった。県観光課によると、「受付で、チケットに関することのみ、手話ができるが、その他案内等は、筆談で対応している。」とのことであった。
16	電話	関係者	不動産業者	女性	聴覚障害	高齢の聴覚障害者が引越しを希望しているが、独居と、聴覚障害を理由に、入居を断られたため、どこか物件を紹介してくれるところはないか。希望している地域には不動産業者が少なく、なかなか希望の物件も見つからないので困っている。	県住宅課の物件情報の検索システムを情報提供した。
17	面談	本人及び付添者	その他	男性	聴覚障害	自身が受けるセミナー(宗教関係)に手話通訳の配慮が欲しい。知識と経験を持ち、手話検定に合格しているレベルの高い手話通訳者が専属で欲しい。	手話通訳の派遣を利用するには、居住市町の福祉課で手続きとなる。手話通訳の派遣の可否は内容により判断されるため、市町の福祉課で相談することを勧めた。 団体内では、筆談対応をしているということで、合理的配慮は提供されている。団体としては、手話通訳者の設置は今のところ考えておらず、会員の中で手話ができる人で協力対応している。団体事務所は四国にあり、手話をするために会員が通うことは難しく、筆談、スマホ等で個別に対応を行っているとのことであった。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
18	電話	関係者	行政機関	男性	精神障害	特別展をご覧になりたい対象者が女性恐怖症のため、配慮を求められている。ただし、美術館職員は受付のみぎり係をはじめ、美術館の監視員などもその多くが女性で占められている。配慮は必要と考えるが、対応できない部分も出てきてしまうが、どこまで対応すればよいか。また、その場合、差別に該当してしまうのか。	事業者の合理的配慮は必要とは考えられるが、スタッフが女性しか雇用されておらず、男性の対応ができないことのみをもって直ちに差別に該当することはないと考えられる旨、説明し了承された。
19	面談	本人	行政機関	男性	精神障害 ※統合失調症	職業能力開発校において、不当な扱いを受けた。入学前の見学時に、統合失調症であるため、薬の副作用で眠気が強くなることなど、配慮について申出たところ、問題無いとのことだったので入学を決定した。しかし、実際には、寝ていることを理由として資格を落とされたり、試験がダメだった場合も補講を受けることができると聞いたが、そのような確認は無かった。修了式において、終わった後に校長先生へ書類を提出し、回答をもらったが、趣旨がずれている。この事実に対する謝罪と、資格を取れるようにしてほしい。	差別解消法について概要を説明。 授業や制度のことについては、こちらで事実関係が取れないため、まずは所管課である職業能力開発課にて同内容について相談をお願いする。差別解消法の考えでは、眠っているときに個別に起こすようお願いすることは、合理的配慮の申し出であると考えられる旨、伝えた。
20	電話	関係者	行政機関	男性	精神障害	県のヘルプマークの窓口がわかりやすいが、A市はわかりにくい。しつかり啓発をして欲しい。先日、てんかんの発作の際、ヘルプマークをつけていたが「若いから大丈夫でしょう」と言われた。まだまだヘルプマークの啓発ができていない。またヘルプマークに関して、カードには性別記入欄がある。LGBTの人に対してこれには良くないと思う。	県ではヘルプマークの啓発を継続している。ヘルプカードの記載項目は、任意のものであり、必要なければ記入をしない方法もある。また、記入した情報が必要なものもある。ヘルプカードは広島県のホームページで自由にダウンロードできるので、御自身でオリジナルを作成されることも案の一つ。広島県には、ヘルプカードに関する意見は寄せられていない。今のところ記載項目の削除は検討していない旨伝えた。
21	電話	関係者	その他	不明	難病	化学物質過敏症の方で、以前、福山の病院にも入院されていた方から、次の依頼があった。自宅の近隣で農家が散布する農薬(クロルピクリン)に迷惑している。微量でも生死にかかわる旨を訴えている。 については、近隣の農家約50件が、農薬を散布する時期について、合理的配慮の一環として、教えて欲しい旨、市の農林水産課に依頼があった。	農家約50件の農薬散布の時期を一軒一軒調べるのが大変な業務の場合、過重な負担といえるのではないかと。もし、農林水産課の方で、農薬散布の概ねの時期等がわかるのであれば、わかる範囲で、相談者に伝えるというところも考えられるのではないかと。相談者から各農家へ要請がある場合は、各農家はできる限り、その時期を伝える、ということも考えられる旨伝えた。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
22	電話	本人	学校・教育施設	男性	肢体不自由	タイピング試験を受けるにあたって、障害に配慮した時間の延長など、必要な対応を行わないのは、障害者差別にあたるのではないか。他では、障害のある人は時間がかかっても資格が認められる例もあると聞いている。	資格の要件として、一定の時間内に正確にタイピングすることが求められると考えられるが、障害者に対して要件を緩和しないことは、直ちに障害者差別に該当するとは考えられない。障害者は受験できないとされている場合は、障害者差別にあたるものと考ええる。資格要件に抵触しない形で配慮することができないか、試験実施事業者と話し合っていた旨を伝えたい。
23	電話	関係者	その他	女性	知的障害	スポーツイベントに、自分と同居している男性に対して出場するよう団体から要請があった。彼は知的障害もあり、お酒による懇親会の席などでの失敗があるので、相談者自身が会場まで送迎する旨を団体に申し出たが団体職員が対応するので、個別での対応は断られた。これは合理的配慮の不提供に当たるのではないかと。	団体の会長に対して出場予定者に知的障害がある旨を相談し、関係者が大会当日は会場まで付き添いたいという意向が強いことをお伝えした。その後、相談者、団体の会長、団体職員の3者で話し合う場を設けた。
24	電話	家族	福祉施設・事業所	男性	知的障害	自分の子どもは、知的障害があり、時間が分からないうえ、多め、グループホームでお風呂の時間になっても、入っていないことが多い。施設の職員に「子どもをお風呂に入れてほしい」と言うと、「施設のルールがある」「優先順位がある」と言われた。知的障害者にはルールは認識できないのだから、施設職員がもっと配慮すべきではないかと思うが行政としての意見をお聞きしたい。	障害者差別解消法では、事業者は、過重な負担にならない範囲で合理的配慮を提供するよう努めることになっている。合理的配慮は双方の話し合いで決まるものなので、子どもがお風呂に入るためにはどうしたらよいかを施設側と話し合うよう伝えた。
25	電話	本人	福祉施設・事業所	男性	精神障害	市が所管する福祉施設の人員体制が4人から2人に変ったことで相談が受けづらくなった。例えば次回面談を調整する時でも来月まで待たされるなどなかなか予約が取れない。また、この施設の職員は障害に対する理解が足りていないと思う。例えば、自分は精神障害者であり、自分で字を書くことができない。契約書を書く時は職員に代筆を頼むこともある。しかし、サポートセンターの面談が取りづらくなってからは、やむを得ず自分で書くこともあった。これは自分でできるのだから自分でもやれればいいということでは選んない。自分でも選んない。	話し合いの際に、施設側に子どもの障害特性を伝えて、合理的配慮の提供を申し出るよう助言した。  施設を所管している担当者へ情報提供した。



番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
26	面談	本人	行政機関	男性	肢体不自由	市民相談窓口の職員に自分の暮らしている住居の設備等について相談をした。自分は身体障害者なので、障害者基本法第20条にある住宅の確保を根拠として相談したかった。市民相談窓口の職員から制度を所管していると思われる職員に対して話したい旨を伝えてもらい、1階の市民相談室で相談に応じるように案内してもらったが、それに応じてもらえなかった。このような行為は障害者差別解消法の合理的配慮の不提供に該当するのではないか。	事実関係を整理した上で、なぜ対応できなかったのか所管課から相談者に対して丁寧に説明し、謝罪するとともに、今後はこのような対応がないように組織内においても障害者差別解消法の趣旨について周知徹底を図った。
27	面談	本人	医療機関	男性	肢体不自由	<p>国保人間ドックを条件提示※のうえ病院に申し込んだが、受入れ不可との回答。この対応について、障害に対する理解が欠如しており、合理的配慮の不提供にあたと申し出があった。</p> <p>※条件提示内容  ①脳性麻痺により車椅子であること、②胃カメラの際、薬の副作用により緊張することから、できれば全身麻酔をしてもらえるところ、  ③自宅から近い場所であること、④10月以降を希望</p>	<p>病院健康診査科長に受入れ不可の理由を確認。申込書記載の条件のうち、胃カメラにおける全身麻酔は対応していないこと、また、医師とも相談した結果、院内には脳外科がなく何かあったときの対応が即座にできないことで本人に迷惑をかけてはいけない、という理由で受け付けられないとのことだった。医療機関への問い合わせ後、その結果を伝えた。その後、本人の意向を確認しながら別の受入れ可能医療機関の調整を行い、他の医療機関で内諾のうえ決定することとなり、本人も了承された。</p>
28	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	知的障害	スーパーのセルフレジが3台になり、人が対応するレジは1台だけになっている。従業員に聞いても、手の不自由な人に対しても自分でお金(札)を入れるように言われる。人が多い日には、セルフレジを使うようになる。障害者はセルフレジの使い方がなかなか覚えられないので、もつと丁寧に教えてほしい。苦情があったことを伝えてほしい。	相談者本人から事業者にも、丁寧な説明を依頼されており、困った場合は手助けを求めるとともに、できるだけ、人が対応するレジを使用するよう、依頼した。
29	電話	本人	福祉施設・事業所	不明	不明	A放送局の窓口対応で障害者に対する配慮が足りなかった。	受信契約に係る減免等の制度説明などは、顧客に分かりやすく説明する必要があると考えられるため、事業者へ丁寧な説明と、話し合いを、依頼した。
30	面談	本人	行政機関	不明	視覚障害	県庁でエレベーターを利用しているが、エレベーターに乗ったら、今何階にいるかわからない。階数の表示に点字がないので改善してほしい。視覚障害のため、点字が頼りなので、行政機関として設置してほしい。	財産管理課に情報提供し、工事中であっても、点字表示ができるよう、依頼した。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
31	面談	本人	警察・裁判所	男性	聴覚障害	運転免許更新時の聴力検査について、検査方法が担当者によつてまちまちである。試験を行うような恣意的な検査方法ではなく、道路交通法等の規定に基づき、統一的な扱いとしてほしい。	運転免許センター適性相談係に確認したところ、「運転免許の更新時はあくまでも適性検査であって試験ではない。視力、聴力、運動能力の確認作業を行うもの。補聴器付き条件の運転者は、補聴器を付けてクラクションの音が聞こえるかどうかの適性試験をして免許を交付しているため、免許更新の際、窓口などで問題なく手続きをしている運転者に対して、改めて確認などは行っていない」とのことであった。協議の結果、調査方法については理解を得られた。
32	電話	関係者	公共施設	不明	肢体不自由	プール施設で、車いすを使用している障害者が利用する際、プールに入る時とプールから出る時にプール監視員に対して、援助を依頼するケースがあり、対応に苦慮している。 通常であれば、車いすの利用者の他に支援者があり、あくまでも補助的にお手伝いをするにはあるが、当該利用者は単独での利用を希望しており、毎回、援助を依頼する形になっている。 プール監視員は民間の事業者に委託している。本来、プール監視を行うために、学生のアルバイト等も含めて対応しており、万が一のことが起こった場合の不安があることから、事業者から、不安の声を伝えても、理解が得られない。このような場合、どのように対応すればよいか。	プール監視員としての本来業務に影響が出るような援助の依頼は、プール施設全体の安全管理に支障をきたすものとなるため、当該利用者に対し、支援者を伴っての利用を行うよう、説明し理解を求めよう、依頼した。
33	電話	行政職員	医療機関	障害全般	障害全般	A病院内のATMのうちよ銀行の撤退についての相談。現在、外来受診、入院患者等が利用しており、特に下肢障害や内部障害のある方は、郵便局までの歩行に支障があるため、院内のゆうちょ銀行が利用できることで、助かっている方々がある。院内のコンビニエンスストアではATMの設置はないため、郵便局に出向くこととなる。	病院側に問い合わせたところ、次のような回答があった。 「ATMの廃止について、病院のホスピタリティの大きな低下になる。周知の際には当院の判断ではなく、会社側の判断であると案内せざるを得ず、本件に関する問い合わせ業務も当院が負担する理由もないため、会社側の問い合わせ窓口をアナウンスさせていただきます。また、当該施策は障害者差別解消法の趣旨に反し、障害者等の社会的障壁を新たに作り出すものであるため、金融庁等への問い合わせがある場合もあるが、併せて了解願いたい旨、伝えたい」とのことであった。 その後、当分の間、撤退はしない旨を確認した。
34	電話	本人	その他	男性	肢体不自由	駐車禁止除外標章(歩行困難者等)の交付を受けているが、標章はバイクに貼付できる仕様ではないことから、シールにするなどの配慮をしてほしい。	標章は本人に交付されるものであり、貼付してしまつと他の車両使用時に利用できなくなるため対応できないこと、ケース等を活用した二輪車への掲示方法について、相談者に回答した。 また、今後は駐車禁止除外標章を正しく使用するよう説明した。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
35	面談	本人	その他	男性	視覚障害	<p>駅前のビル解体工事に伴って、視覚障害者用の点字ブロックが事前の情報提供や周知が図られなまま移設されており、視覚障害者に対し配慮が欠けており、歩行時に不安を感じた。</p>	<p>今回の工事については、民間事業者によるもので、広報等を通じた周知は、他の民間工事と同様に行っていないが、点字ブロックの一次的な移設等を含むものだったため、視覚障害者福祉協会を通じて当事者に周知してもらおうとプラスアルファの対応をとった。個々に周知することは難しいが、団体への情報提供の指導などは事業者に対して行っていい。</p>
36	電話	本人	その他	男性	肢体不自由	<p>イベント会場へ行き、敷地内を車いすで移動する際に、出店業者が使用している水を通してパイプや電気のコードが設置されており、通行の支障となった。</p> <p>車いすのほかベビーカー等の通行にも支障が出る為、支障が少ないスロープの脇へかわしたり、上に何か被せて段差を解消し通行し易くする等の配慮がなされていない場合、改善するように指導してほしい。</p>	<p>この度の合理的配慮の不提供について、出店業者に対して段差解消や通行場所を選けたパイプの設置などの配慮を行う依頼が事前にされなかった。関係課及び関連施設指定管理者に対し、相談内容について今後は配慮の協力を得られるよう働きかけや依頼を行う。</p>
37	電話	関係者	行政機関	男性	視覚障害	<p>視覚障害者が投票所である市内中学校へ投票に行き、点字投票を申し出たところ、投票所の職員に嫌そうな態度で対応され、点字器を持ってくるまで長時間待たされた、という意見があった。今後は、点字器等はずぐ出せるように準備して、視覚障害者がより気持ちよく投票ができるよう接遇態度にも気をつけてほしい。</p>	<p>市選挙管理委員会、区選挙管理委員会へ情報提供し、視覚障害のある選挙人でも気兼ねなく投票できるような環境を整備していくため、選挙事務に従事する職員に対して指導していくこととした。</p>
38	電話	家族	福祉施設・事業所	女性	知的障害	<p>知的障害と発達障害を持つ子供を市内グループホームに施設の送迎バスで通所させている。先日、グループホームの送迎バスが迎えに来る時間に遅れてしまい、子供が準備を終えて外出した時には、既にバスは出発してしまっていた。本人は自分を待たずにバスが行ってしまったことに落ち込み、その日は自宅からグループホームまで泣きながら歩いて通ったようである。障害者差別解消法では、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行うことが求められているが、このような事例の場合、事業者の行動は合理的配慮の不提供になるのかどうかについて意見を聞かせてほしい。</p>	<p>事業者からの聞き取りなどを含め、具体的な場面や状況を確認しない限り、合理的配慮の不提供に該当するかどうかは直ちに判断しかねることをお伝えした。また、こちらから事業者に対して左記のような問題が発生し、配慮してほしい旨の要望があったことをお伝えすることも可能であることは、要望を事業者へ伝えた。これに対して相談者からは、要望を事業者へ伝えてももう必要はないが、これからも問題が起こった際には、相談に乗ってほしいとのことであった。</p>
39	電話	本人	交通機関	女性	精神障害	<p>精神保健福祉手帳1級を所持しており、介助者と相談者の子供(幼児)の3人で乗車したが、自分が料金体系をよく理解していなかったこともあり、運賃を支払う際に運転手とトラブルになった。この時、運転手から「料金体系については、降車する前に事前に車掌へ相談してほしい」といった内容のことを言われた。このような運転手の対応に納得ができず、家族から事業者に対し電話し、障害者の料金体系に対する理解や障害者への配慮についての社内教育を徹底してもらおうと要望した。</p> <p>翌週に再び自分と介助者、子供3人で電車に乗車し、運賃を支払うことになった際、運転手に対して手帳を提示したにもかかわらず、運転手は誤って介助者も含めた3人分の運賃を差引いてしまった。前回、事業者に対して、運転手の社内教育について徹底するように要望したのに、再度このような状況で、納得がいかなかったため、行政を通じて、事業者側に配慮してほしい旨を伝えてほしいと思いい、相談した。</p>	<p>事業者のカスタマーサービス担当に相談内容をお伝えしたところ、「社内への教育は全社的に行っていいが、このような問題が起こったことを社内で共有した上で再度教育を徹底していきたい」とどの回答を得た。</p> <p>この事業者の回答について相談者にお伝えしたところ、理解していただき、「これを機に対応が改善されることを望んでいる。」とのことであった。</p>

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
40	電話	家族	福祉施設・事業所	女性	知的障害	グループホームから通所している自分の子供は、いつも作業所での就労を終えてグループホームに戻ってくるのが15時から16時なのだが、その時間帯以降、ずっと部屋にこもるのを苦痛に感じている。遊びや買い物のために外出したがっている。それにもかかわらず、事業所側はヘルパーや職員の手が少くないという理由で対応してくれない。これは、障害者差別解消法の合理的配慮の不提供に当たっているのではないか。	合理的配慮の不提供に当たるとどうにかについては、事業者側に過重な負担があるかどうかを考慮して判断する必要がある。法令に基づいた事業所の現行の人員体制の中でそのような対応をすることにより、負担が過大にならないかどうかを検討する必要がある。事業者側に対しては、配慮してほしい旨の意見があったことをお伝えすることは可能である。左記内容をお伝えしたところ、相談者から強く事業者に要望しても聞き入れてもらえない場合は、またお願いしたい、とのことであった。
41	電話	家族	福祉施設・事業所	女性	知的障害	自分の子供は、知的障害があり、時間が分らない。そのため、グループホームでお風呂の時間になっても入らないことが多い。施設の職員に子供をお風呂に入れてほしいと言つと、「施設のルールがある」「優先順位がある」と言われた。知的障害者にはルールは認識できないのだから、施設職員がもっと配慮すべきではないか。	障害者差別解消法では、事業者は過重な負担にならない範囲で合理的配慮を提供するよう努めることになっている。子供がお風呂に入るためにはどうしたらよいかを施設側と話し合うよう伝えたい。
42	電話	本人	行政機関	男性	精神障害	① ぐらしのサポートセンターの人員体制が4人から2人に変わったことで相談が受けづらくなった。例えば次回の面談を調整する時でも来月まで待たされるなど、なかなか予約が取れない。面談時に担当職員が2人体制になっているが、1人で十分である。 ② ぐらしのサポートセンターは障害に対する理解が足りていないと思う。例えば自分は精神障害者であり、自分で字を書くことができない。契約書を書く時は職員に代筆を頼むこともある。しかし、サポートセンターの面談が取りづらくなつてからはやむを得ず自分で書くこともあった。自分でできるとしてもサポートがあるのとなんてでは全然違う。以上のような事情を担当部署の担当職員に伝えておいてほしい。	担当部署の担当職員へ相談内容を伝えた上で、ぐらしサポートセンターも含め、相談内容を共有し、今後とも相談者に対してフォローしていくことを確認した。
43	電話	本人	行政機関	男性	肢体不自由	市民相談センターの職員に自分の暮らしている住居の設備等について相談をした。相談者は身体障害者で、障害者基本法に規定している住居の確保を根拠として相談したかった。 市民相談センターの職員から担当部署の職員に対して話したい旨を伝えてもらい、市民相談センター相談室において相談に応じるように案内してもらったが、応じてもらえなかった。このような行為は障害者差別解消法の不提供に該当するのではないか。 相談内容については、既に住宅担当部署に直接話しに行ったので調整してもらう必要はないが、なぜ相談に応じてくれなかったのかを説明してほしい。	事実を整理し、相談者に事情を説明した上で、陳謝し、今後このようなことを起こさないように職員に対して障害者差別解消法の周知・啓発を徹底することを伝えたい。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
44	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	女性	肢体不自由	大規模小売店について、「障害者用のトイレが壊れており、使用できない。長期間(半年～1年間)に渡って故障したままになっている。そのため、店舗側に申し出を行ったが、一向に修理されない。立ち入りを行い、状況を把握した上で、早急に改善をするよう、促してほしい。	店舗へ要望内容を伝えただ上で、できるだけ早く修理してもらおう、伝えた。(相談者へも伝達) 店長に相談者の要望内容を伝えられた。2階障害者用トイレの洗面台が壊れていることについては、既に店舗側も把握しており、既に修理工事を行っていたとのこと。現在は修理工事も完了しており、相談者から要望のあった対象の設備を復旧している。
45	電話	本人	医療機関	女性	難病	平成27年10月から指定難病である「拡張型心筋症」を発症しており、1日の半分は寝たきりのような状態である。同じ時期から民間病院と市民病院に自家用車で通院している。その際の駐車スペースについて、玄関に近い障害者専用駐車区画に駐車しようとしたところ、警備員からその区画は福祉車両や救急車の乗降専用なので駐車しないでほしいと言われた。バリアフリー新法が施行されている中でこのような対応を病院としてしているのは不適切であり、合理的配慮にも欠けていると思う。適切に指導してほしい。	民間病院については、法令(バリアフリー法、広島県福祉のまちづくり条例)に基づき、建築担当課から直接病院側へ連絡し、要望を伝えてもらうよう調整した。また、市民病院については、担当職員に状況を説明した上で、担当部署へ要望を伝えた。
46	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	女性	肢体不自由	車いすを使用しているのが高い所にある商品を取ってほしいと言って声を掛けられた。店員に「召し使いたないと言われ、その場から立ち去られた。この行動にとっても傷ついたので、スーパーの受付窓口に行ってそのことを話すと、店長と先ほどそのような対応をした店員が来て店長は謝罪したが、店員の方は謝らなかつた。店長はその店員を「指導します」と言っていたが、そもそも障害者の気持ちが分かるようになりと教育した上で、店舗で働かせるべきである。 また、対応した店員はちゃんと謝ってほしい。また事業者の「お客様相談室」にも電話したが返答がないので、ちゃんと対応するよう、行政からも働きかけてほしい。	当該店舗の店長に相談内容を伝えただ上で障害者差別解消法の趣旨について説明し、法に沿った社員教育を行うよう、お願いした。対応結果を相談者にお伝えしたところ、店舗を運営する事業者側も障害当事者の立場に立てるよう、車いす体験など、体験型研修を社員に対してすべきであると考えており、本社にも改善する旨を自ら伝えたいとのことであった。また、お客様相談室からは後日相談者にお詫びの連絡があったとのことであった。
47	電話	本人	行政機関	男性	視覚障害	相談者は聴覚障害等さまざまな身体障害のある方で、雨の中、区役所に赴き、生活相談を受けたい旨を伝えたと、別の建物である区総合福祉センターを案内された。その後、その方から話を伺うと、住所が違う区であったため、具体的な対応は違う区総合福祉センターで相談するよう伝えたと、興奮して激しく怒り始めたとのこと。	相談者に様々な障害があるにも関わらず、降雨で移動が困難な状況下において、安易に移動するよう案内してしまったことが今回の苦情につながったのではないかと、とのことであった。 居住地の区の総合福祉センターまで、職員が同行し、引き続きを行うことで対応した。
48	電話	家族	学校・教育施設	男性	精神障害	発達障害のある自分の息子が4月に高等学校に入学した。4月に学校に対して授業のノートテイク用のパソコンとiPad、自己管理用の携帯電話の持ち込みを申し出たが、先生からは「苦手なことでも克服することが大事」と精神論を言われた。市の教育委員会にも相談し、教育委員会の同席の下、面談することになったが、既に半年以上が経過しており、その間、息子の体調も悪くなっている。もう学校には行きたくないと言っているようになり、とても心配している。相談窓口から高校側と話しをしてほしい。	学校の教頭に相談内容を伝えたと、保護者、学校、教育委員会事務局で話し合いをすることとなり、その後、学校の職員会議で、校長から電子機器の導入を進めていくとの話があった。相談者は要望を認めてもらえる方向になったことにより、当事者である子どもも含めて、この対応結果に納得していた。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
49	メール	本人	公共施設	女性	肢体不自由	<p>次の2点を改善してほしい。</p> <p>① 駅北口タクシ乗り場において、車いすマークのある乗降場所タクシを待っていたところ、一向にタクシが来てくれなかつた。運転手に聞いても一般の乗降場に行ってくださいと言われ、その場所に行くと、車いすマークのある場所に行ってくださいと言われ、たらい回しにされた。</p> <p>② 駅北口の市営駐車場には車いす専用駐車スペースが2台あるが、いつも満車で近隣に駐車場もないので本当に困っている。できれば常に1台分は必ず空車しておくことはできないか。</p>	<p>関係各課へ相談内容を伝え、状況を確認の上、以下のとおり回答した。</p> <p>① 駅北口タクシ乗り場について 御要望の駅北口タクシ乗り場の状況を確認し、駅北口の運用管理を行っている会社に御要望の内容を伝え、タクシ協会の協定を確認し、対応を検討してもらうよう伝え、当課としてはJRの対応や回答を踏まえ、障害者の方が困らないように協議していく。</p> <p>② 駅北口市営駐車場について 当駐車場においては、車いす専用駐車場を含んだ全ての区画が埋まった時に満車となるよう設定している。この度の御要望を受け、指定管理者を通じ、駐車場管理人へは、一般区画が空いているにもかかわらず、車いす専用駐車場に駐車しようとする一般車を見つけた場合には、一般区画への駐車を指導するよう、改めて指示した。</p>
50	メール	本人	公共施設	女性	肢体不自由	<p>スポーツセンターで開催されたスポーツを観戦した際に次のとおり合理的配慮の不提供だと感じる点があった。</p> <p>① 駐車場最西エリアの車いす優先駐車スペースから建物に向かう時に歩道に上がるスロープがなかった。</p> <p>② センター内で玄関からフロアに入る部分で1階2階とも段差がある。</p> <p>①と②合わせて至急、スロープの設置をお願いしたい。</p> <p>③ スポーツセンターのスタッフ、主催する事業者のスタッフ(ボランティアさんも含め)が経路を案内する際、車いすユーザーや歩行困難者の場合は迷うことなくエレベーター経路を案内してほしい。合理的配慮の最たるもので、必ず、関わる全ての人に認識の共有をお願いしたい。</p> <p>④ 建物外部のスロープに電灯を設置してほしい。暗すぎて危険である。</p> <p>⑤ 車いす席のチケットが事前に売れているのであれば、介助者の椅子は素早く持ってきてほしい。(2度お願いし、数十分経てからようやく持ってきてもらった。)</p> <p>⑥ 2階車いす席の場所が悪すぎる。柱が邪魔でコートが一望できない。席数も少ないと感じた。どのように改善するかを含め、それぞれ団体の団体から回答をお願いしたい。</p>	<p>スポーツセンター及び主催者団体に対してただちに情報提供を行い、今後の対応を含めた回答を相談窓口で取りまとめの上で相談者へ返答した。</p> <p>①・② 正面玄関前及び1階・2階玄関前にスロープを設置しているが、今後は利用される方に分かりやすいように案内表示を設置する。</p> <p>③ 施設所管課からスポーツセンターの職員に対し車いす利用者に対する円滑な案内方法などを再度、周知するとともに、主催した民間事業者からも試合に関わる関係者に対してエレベーターの利用時の経路案内について周知を行った。</p> <p>④ 暗い時間帯に照明が自動点灯するよう、照度センサーを設置しているが、当時の時間帯に適切に作動していなかったようなので、再度、施行業者と照度設定や追加設置について協議している。</p> <p>⑤ 前売り券の販売がある場合は開場前から介助者いすを準備するよう指導徹底していく。</p> <p>⑥ 各大会・イベント主催者と調整し、できるだけ、観戦しやすい席に案内できるように、対応する。</p>
51	電話	本人	福祉施設・事業所	女性	視覚障害	<p>A事業者のガイドヘルパーの派遣制度を利用して学校の講演や会議などに行くが、懇親会などには行かないなど、行き先を選ぶようになって困っている。障害担当課にも相談したが、ボランティアなので市から指導することは難しいとの趣旨の回答だった。</p>	<p>ガイドヘルパーを派遣しているA事業者の担当者を確認したところ、事務局長も交えて相談者から直接話を伺ったとのこと。その際、ガイドヘルパーと相談者の間に感情的な対立があり、現在のようになつてきていることを把握したようである。現時点で相談者は非常に感情的になつており、ほとんまりが冷めていない状態なので、A事業者としては、もう少し時間をおいてから、別のガイドヘルパーを紹介するように考えているとのことだった。</p> <p>上記の旨、相談者に伝達した。</p>

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
52	電話	本人	スーパー・ デパート・ 小売店	女性	肢体不自由	<p>商業施設の障害者対応について、以前にも施設所管課の担当に話したが話の進展がないので、相談窓口から進捗状況を確認してもらえないだろうか。「施設の近くに整備している地下駐車場は、車いす利用者にとっては施設から距離が遠く、地上までスロープがないので不便である。このことから施設に隣接する形で障害者駐車場を設置すべきである。」という意見を昨年度に施設所管課へ直接申し出ていたとのこと。</p>	<p>施設所管課と協議の上、担当者から相談者に対して以下のとおり回答。 対象施設の敷地及び隣接地内に障害者駐車場を新たに整備するのは、費用面や財産管理の観点から過重な負担であると判断される。代替案として、 ① 宿泊施設側の駐車場運営を行っていている事業者に対して、合理的配慮の申出があった場合は、施設所管課から一時利用を認めるようお願いする。 ② 施設所管課が所管するホール南側の駐車場についても、合理的配慮の申出があった場合にはホールの利用に支障をきたさない範囲内において、一時利用を認める旨を記載するよう検討する。</p>

### ③合理的配慮の提供(情報提供件数)【平成31年4月～令和2年1月】

相談機関	件数
県	14
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	3
計	17

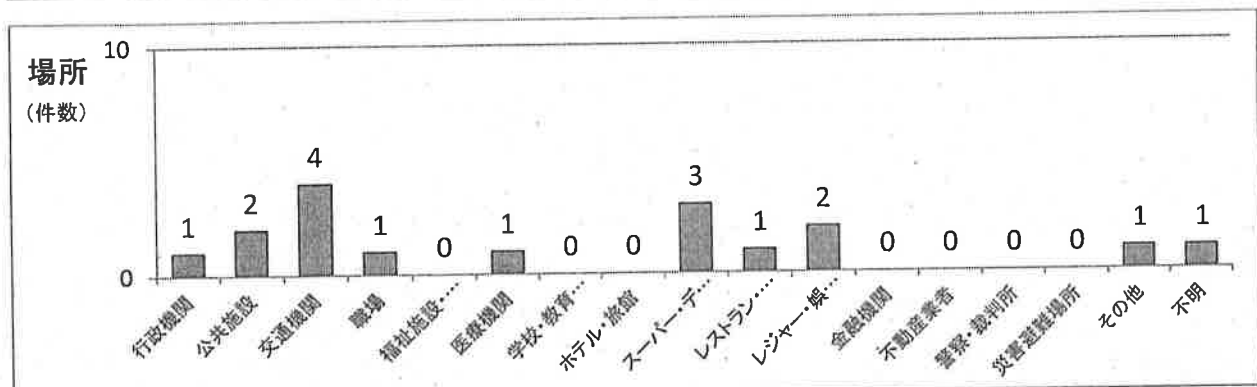
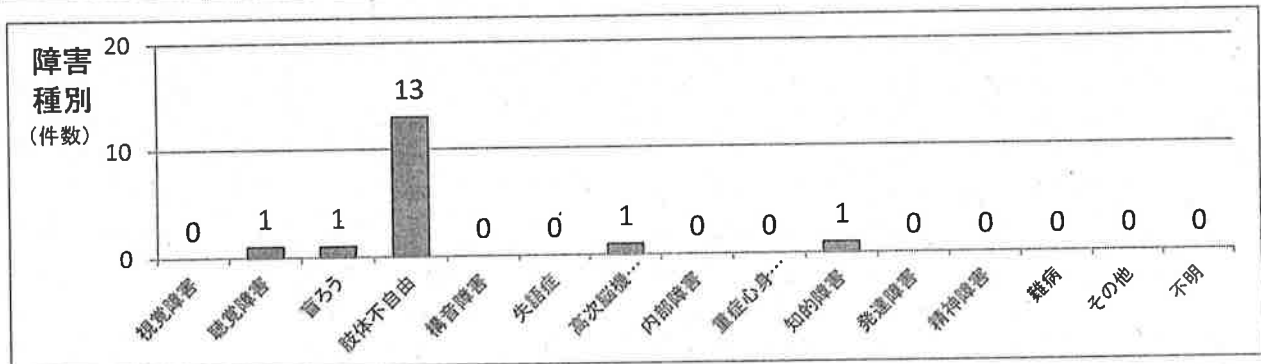
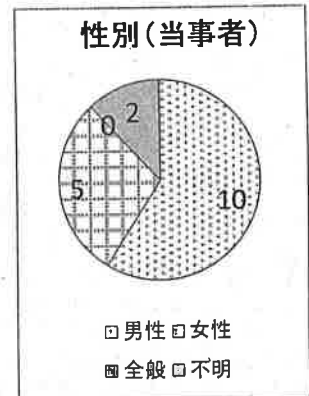
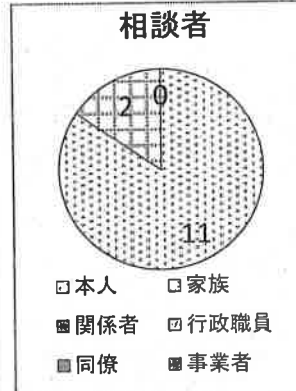
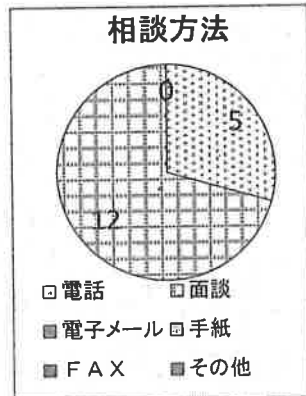
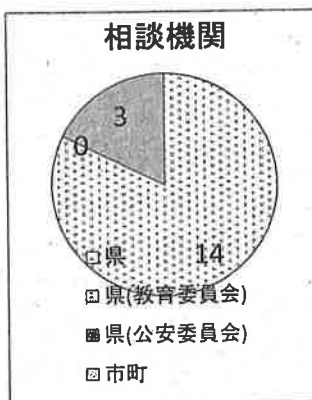
相談者	件数
本人	11
家族	2
関係者	0
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	4
計	17

障害種別	件数
視覚障害	0
聴覚障害	1
盲ろう	1
肢体不自由	13
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	1
内部障害	0
重症心身障害	0
知的障害	1
発達障害	0
精神障害	0
難病	0
その他	0
不明	0
計	17

場所	件数
行政機関	1
公共施設	2
交通機関	4
職場	1
福祉施設・事業所	0
医療機関	1
学校・教育施設	0
ホテル・旅館	0
スーパー・デパート・小売店	3
レストラン・飲食店	1
レジャー・娯楽施設	2
金融機関	0
不動産業者	0
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	1
不明	1
計	17

相談方法	件数
電話	5
面談	12
電子メール	0
手紙	0
FAX	0
その他	0
計	17

性別(当事者)	件数
男性	10
女性	5
全般	0
不明	2
計	17





## 合理的配慮の提供事例

集計期間：平成31年4月～令和2年1月

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
				性別	障害種別	
1	電話	本人	行政機関	女性	肢体不自由	県庁の駐車場から出庫の際に、エラーがあり係員に連絡をしたかったが、専用の電話の位置が高すぎて、車椅子からは手が届かない。困っていると、通りかかった人が電話をしてくれる配慮があり助かった。
2	面談	本人	交通機関	女性	肢体不自由	障害者差別解消法の後、タクシーの配慮が感じられるようになった。とても助かる。車椅子の積み下ろしなどを気持ちよく対応してくれる。
3	面談	本人	職場	男性	聴覚障害	職場内で、配慮してもらっている。聴覚障害は外見からはわからない障害なので、誤解されることもあり、これまでの職場では困ることもあった。現在は障害者差別解消法のことや、ヘルプマークなどにより上司の理解があり、働きやすい環境となっている。
4	面談	本人	レストラン・飲食店	男性	盲ろう	広島駅のお弁当を売っているお店に、手で触ることのできるサンプルが置いてある。買う前に量などの確認が自分でできるとは、盲ろうにとって、配慮の提供の一つだと思う。
5	面談	その他	スーパー・デパート・小売店	男性	肢体不自由	環境の整備として、7年前より、店舗入り口にはスペースを取り、広めの通路も確保し、車椅子の方などが、スムーズに移動できるようになっている。多目的トイレとして、オスメイトイレの設置は、新店舗開設のタイミングで進めている。
6	面談	その他	スーパー・デパート・小売店	男性	肢体不自由	売場改善として行っているものとして、障害者の従業員からの意見を取り入れられている。商品が見えにくい、手に取りにくい等、実際に困っていることなどの意見を集めて、全店舗にも情報提供し、改善に努めている。
7	面談	本人	その他	女性	肢体不自由	自操の車椅子で移動時、駅へ向かう坂道で進んでいたら、通りかかった人が声を掛けてくれて、車椅子を押ししてくれる配慮があった。
8	電話	家族	公共施設	男性	肢体不自由	広島市内路線バスで、自分のカバンに付けていたヘルプマークを見た小学生が、席を譲ってくれる配慮があった。 ヘルプマークは、バスの運転手も知らないと言われたことがあったり、まだまだ周知がたりないと思う。県としてもしっかり啓発してもらいたい。
9	面談	その他	スーパー・デパート・小売店	男性	肢体不自由	環境の整備として多目的に利用できるトイレを設置している。 また来店客に対しては、障害の有無に関わらず、申し出に際した対応を行っており、特に高い場所にある品物を手渡すことが多い。店舗状況により、スペースの問題などから、車椅子の方が商品が見えやすい場所に置けない場合もあるが、今のところは、ソフト面での対応で配慮している。

合理的配慮の提供事例

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあり、個別の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
				性別	障害種別	
10	電話	その他	交通機関	女性	肢体不自由	体の不自由な人がバスに乗り込んだ際、ゆずりあいの席に座っていた複数の方が同時に席を立ち「どうぞ」と席のゆずりあいの席に立った。席の窓ガラスには、緑色のゆずりあいのマークと赤いヘルプマークのステッカーが貼られており、よく目立っていた。たまにヘルプマークを見かけることもあるが、障害者が暮らしやすい社会になって欲しいと思う。
11	面談	本人	交通機関	女性	肢体不自由	通勤バスの中で、席を譲ってくれるようになった。以前は、立っていることが多かったが、最近席を譲ってもらえるようになった。今後も障害者に優しい環境になって欲しい。
12	面談	本人	不明	男性	肢体不自由	外出時、雨が降り出し、歩道でタイヤがスリップして困っていると、通りかかった人が、車椅子を持ち上げてくれたので助かった。段差がある道では、少しお手伝いをしてもらえると嬉しい。
13	電話	本人	交通機関	男性	高次脳機能障害	JR西日本の電車を利用した際、ICカードに対応していない駅に降りたため、精算方法がわからず困っていると、駅員が声をかけてくれたが、うまく説明できなかった。すると、手にしていたICカードに気づいたのか、乗務員の窓口に案内され、用紙を使って精算方法を教えてくれた。耳が不自由なわけではないが、体調によって記憶が飛ぶため、会話が成立しないこともあるので不安をもっているが、今回の駅員の対応に配慮を感じた。
14	電話	家族	医療機関	男性	知的障害	病院でインフルエンザ検査の際に、綿棒を鼻から入れる行為が納得できず、そのことを医師につげると、自分で入れる方法を提案してくれた。結果、納得して検査を受け入れることができた。医師が知的障害に対し理解があり、配慮してくれたおかげで、検査を受けることができた。
15	面談	本人	レジャー・娯楽施設	不明	肢体不自由	足が不自由な車椅子利用のお客様から車椅子のタイヤに空気を入れてほしいとの申出があり、職員がその場で対応した。(水族館)
16	面談	本人	レジャー・娯楽施設	不明	肢体不自由	電動車椅子のバッテリーを充電させてほしいと申出があったため、職員が対応し、施設内のコンセントで充電した。なお、充電中は施設内の車椅子を貸し出すケースとバッテリーのみを預かり充電するケースがある。(水族館)
17	面談	本人	公共施設	男性	肢体不自由	障害者手帳を所持している方から、図書館への来館が困難になってきた。今後も本を借りたいのだが良い方法はないかとの相談があり、郵送貸出での対応を行った。

協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

所属	項目	取組内容	別添資料
1 一般社団法人 広島県身体障害者団体連合会	研修(ワークショップ)の実施	広島市内で開催された日身連主催の「中・四国ブロック心のバリアフリー啓発プログラム研修」に希望者が参加。内容は、内閣官房が作成したアニメ動画『心のバリアフリーについて学ぼう～メッセージ編～』を視聴後、障害の社会モデルの理解等について学習し、認識の共有を図るためのワークショップ。ワークショップの体験をもとに、啓発プログラムを基本に地域の行政機関、学校、民間事業者等との協働による「心のバリアフリー」の啓発と障害理解の促進を図るため、団体独自に同様の研修を実施したいと考えている。	
2 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会	研修の実施 手話・要約筆記の提供	職員を対象とし、「障害者差別解消法施行後の現状と課題」についての研修を実施。 会議や大会における手話や要約筆記の提供	
3 広島県身体障害者施設協議会	研修の実施	職員を対象とし、障害者差別解消に関する研修を自施設で実施。 あいさつリーダー研修(出前講座)を依頼し、実施。 職員を対象として、全体研修及び権利擁護研修の中で、障害者差別解消に関する内容を自施設にて実施。	
4 広島障害者職業センター	事業所での社員研修 労務担当者研修	職員を対象とし、合理的配慮の事例を基に説明会を実施。 新たに障害者を雇用する予定のある事業所(10所程度)において、障害特性に応じた社員研修を開催 地域の事業所において主に労務担当者を招集したセミナーや講習の場(10回程度)での研修実施	
5 広島県看護協会	障害者差別解消についての啓発	県・市からの回覧及び館内の掲示板、ラックへ掲載し、周知している。	
6 広島県宅地建物取引業協会	研修の実施	会員に別添チラシを配布し、通知・協力依頼を行った。	○ (資料4-1, 2)
7 全日本不動産協会広島県本部	研修の実施	会員を対象とし、障害者差別解消に関する研修を実施予定。	

所属	項目	取組内容	別添資料
8 広島弁護士会	障害者差別禁止法制の見直しを求める意見書	あるべき差別禁止法制の内容になるよう、別紙提言を作成	○ (資料4-3)
9 広島司法書士会	研修の実施	役員、委員、職員等の対応につき規定。 人権擁護委員を対象とする研修において、障害者差別解消に関する科目を実施	
10 広島法務局	相談窓口の設置	職員による障害を理由とする差別に関する法務局の相談窓口を設置	
11 環境県民局消費生活課	人権教室の実施	学校、企業、団体を対象として人権教室を実施	
	相談対応	聴覚障害のある相談者に対しては、筆談や手話通訳での対応が可能である旨受付に揭示。	
	合理的配慮の周知	広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載し、周知を図っている。	
12 商工労働局雇用労働政策課	合理的配慮事例の紹介	障害者雇用企業等見学会を実施しており、雇用現場の見学を通して様々な配慮例を企業から直接聞ける機会となっている。	
	合理的配慮の周知	「ヘルプマーク」についての教養資料を庁内LANにより周知。	
13 広島県警察本部	手話講習の実施	職員に対する手話講習を実施。手話講習修了者の能力維持向上を目的として手話のブラッシュアップ講習も実施。	
	窓口対応	聴覚障害者の方の要望等を円滑に把握できるように「コミュニケーションボード」を作成。	

令和元年 12 月 24 日

公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会 会員  
 (民間賃貸住宅の仲介事業者・管理業者) の皆様へ

### 「広島市住まい探しの協力店一覧(仮称)」への掲載について(依頼)

広島市居住支援協議会(以下「協議会」という。)は、不動産関係団体、福祉関係団体、福祉・法律の専門家、行政(広島市)等を構成員として、高齢者、障害者など住宅の確保に配慮を必要とする方々(以下「住宅確保要配慮者」という。)が、円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう検討するため、平成30年7月31日に設立されました。

昨年度、民間賃貸住宅物件に関するアンケート調査にご協力いただいた仲介事業者・管理業者の皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

皆様のご協力等により、広島市においても、入居制限を受け、住まいの住替えが困難な住宅確保要配慮者が存在することがわかりました。

このため、今年度の協議会の取組として、住宅確保要配慮者の住まい探しに協力的な仲介事業者(以下「協力店」という。)を掲載した一覧を作成し、各相談支援機関の相談窓口に配布及び設置するなど広く周知することにより、住宅確保要配慮者の円滑な住まい探しに結びつけたいと考えています。

つきましては、ご多忙のところ、誠に恐縮ではございますが、協議会の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※住宅確保要配慮者は、主に次の方を対象としています。

- ・高齢者 : 60歳以上の方
- ・障害者(身体) : 身体障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方
- ・障害者(知的・精神) : 知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方
- ・低額所得者 : 年収が、単身で概ね300万円、3人世帯で概ね400万円以下の方
- ・子育て世帯 : 18歳以下の子どもを養育している方
- ・外国人 : 日本の国籍を有しない方

#### 《申込みいただける方》

広島市内に民間賃貸住宅の仲介物件または管理物件をお持ちの事業者様

※該当の物件がない事業者様は、お手数ですが本調査票を破棄してください。

#### 《申込み方法》

2枚目の申込書にご記入の上、FAXまたは電子メールによりお申込みください。

FAX : 082-504-2308 (広島市住宅政策課)  
 電子メール : [jutaku@city.hiroshima.lg.jp](mailto:jutaku@city.hiroshima.lg.jp) (広島市住宅政策課)

#### 《申込期限》

令和2年1月9日(木)

#### 《お問い合わせ先》

広島市居住支援協議会 事務局 (広島市 都市整備局 住宅部 住宅政策課)

住 所 : 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34

電話番号 : 082-504-2292

担 当 : 讃岐、河田

広島市居住支援協議会 事務局 御中

「広島市住まい探しの協力店一覧（仮称）」掲載承諾書

下記の店舗について、「広島市住まい探しの協力店一覧（仮称）」へ掲載することを承諾します。

協力店として掲載された場合、住宅確保要配慮者から媒介の依頼を受けた時は、住宅確保要配慮者であることを理由に媒介を拒否することなく、住まい探しを協力的に行うよう努めます。

記

〔掲載希望店舗〕

(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(9)、(10)の情報を掲載します。(10)については登録済の場合)

(1) 所属協会 (該当する番号に○)	1. 公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会 2. 公益社団法人 全日本不動産協会広島県本部 3. 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会広島県支部 4. 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会広島西支部
(2) 商号又は名称	
(3) 所在地	〒 ー
(4) 宅地建物取引業免許番号	
(5) 電話番号	
(6) FAX番号	
(7) 担当者名	
(8) E-mail	
(9) URL (ホームページ)	
(10) 広島県あんしん賃貸住宅協力店の登録※	登録済 ・ 未登録 (登録予定 あり・なし )

※ 住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の仲介を行う事業者（あんしん賃貸住宅協力店）について、広島県が登録を行っています。

詳しくは広島県のホームページ「広島県あんしん賃貸支援事業について」をご覧ください。  
(トップページ > 組織ですがす > 土木建築局 > 住宅課 > 広島県あんしん賃貸支援事業について)

広島県宅地建物取引業協会会員の皆様へ

## 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度がはじまりました

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称「住宅セーフティネット法」）が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度が創設されました。

平成 29 年 10 月 25 日から、広島市、呉市、福山市、その他の地域においては広島県で登録の受付を開始しています。

セーフティネット住宅の登録制度の開始について、大家さんにもお知らせください。

### 1 住宅確保要配慮者とは

高齢者、子育て世帯、低額所得者、障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する方々のことです。

### 2 セーフティネット住宅の登録方法について

#### (1) 登録申請受付窓口

賃貸住宅の所在地	窓口	連絡先
広島市	広島市都市整備局住宅部住宅政策課	082-504-2292
呉市	呉市都市部住宅政策課	0823-25-3830
福山市	福山市建設局建築部住宅課	084-928-1102
上記以外	広島県土木建築局住宅課	082-513-4164

※ 手続きの詳細は、上記の窓口にお問い合わせください。

#### (2) 登録の流れ

- ① セーフティネット住宅情報提供システム<sup>\*1</sup>でアカウント登録
- ② セーフティネット住宅情報提供システムに登録情報を入力、登録申請書を印刷
- ③ 登録申請書と添付書類を登録申請受付窓口へ提出<sup>\*2</sup>
- ④ 登録申請受付窓口において申請内容を審査、登録（1ヶ月程度<sup>\*3</sup>）
- ⑤ セーフティネット住宅情報提供システムにより登録情報を公開

※1 セーフティネット住宅情報提供システムHP <https://www.safetynet-jutaku.jp/>

※2 広島県、広島市に登録する場合は、手数料が必要です。詳細は上記の窓口にお問い合わせください。

※3 目安の期間のため、内容によっては1ヶ月以上かかる場合もあります。

### 3 主な登録基準について

- ① 床面積が 25 m<sup>2</sup>以上であること ※共同居住型住宅（シェアハウス）には別の基準があります
- ② 消防法、建築基準法に違反しないものであること
- ③ 耐震性を有すること
- ④ 便所、台所、洗面、浴室等があること
- ⑤ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと 等

### 4 登録住宅の改修への補助について

既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者のみが入居できるセーフティネット住宅（専用住宅）とする場合、国土交通省から改修費への補助が受けられます。詳しくは、スマートウェルネス住宅等推進事業室（電話 03-6265-4905）にお問い合わせください。

～ 賃貸住宅所有者や空き家所有者の皆様へ ～

## 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 (セーフティネット住宅)の登録制度

※平成 30 年 7 月 10 日から登録手続きが簡素化されました。

※平成 30 年 10 月 2 日から登録手数料を引き下げました。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（通称「住宅セーフティネット法」）が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度が創設されました。

平成 29 年 10 月 25 日から、広島市において登録を受け付けています。

### 住宅確保要配慮者とは

高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯、外国人など、住宅の確保に特に配慮を要する方々を指します。



### セーフティネット住宅の登録について

広島市内にある一定の基準を満たす賃貸住宅について、賃貸人の方はセーフティネット住宅として広島市に登録することができます。

登録は、例えばアパートの 1 戸単位から登録可能です。また、例えば入居を拒まない住宅確保要配慮者を高齢者のみに限定して登録をすることも可能です。

登録後は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として管理していただくこととなりますが、一般の入居希望者にご入居いただいても構いません。

登録手続きは、以下の HP から電子申請により受け付けています。

☞ <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>



手続きについては、広島市 HP (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1511928241641/index.html>) をご覧いただくか、下記の登録受付窓口までお問い合わせください。

### 主な登録基準について

- ①住戸の床面積が原則 25m<sup>2</sup> 以上であること
- ②耐震性を有すること
- ③消防法、建築基準法に違反しないものであること 等

### 改修費補助について

住宅確保要配慮者専用のセーフティネット住宅とする場合、国土交通省による改修費を支援する制度があります。詳しくは、スマートウェルネス住宅等推進事業室（電話 03-6265-4905）にお問い合わせください。

### 登録受付窓口

広島市都市整備局住宅部住宅政策課 電話 082-504-2292



## 障害者差別禁止法制の見直しを求める意見書

2019年（令和元年）11月21日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

当連合会は、政府及び国会に対し、2016年（平成28年）4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を中心とする障害者差別禁止法制について、障がいのある人もない人も「共に生きる社会」の実現に真に寄与し、より実効性を有するものとなるよう、同法を含めた関連法の改正を求めるとともに、あるべき差別禁止法制の内容として、以下の事項を提言する。

- 1 「障害者」の定義に、次の事項を明記すること（同法2条1号関連）。
  - (1) 過去に障がいを有した者及び将来障がいを有する蓋然性のある者が含まれること。
  - (2) 断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある者が含まれること。
- 2 新たに「差別」の定義規定を設け、次の内容を定めること（同法2条関連）。
  - (1) 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が差別の2類型であることを明確にすること。
  - (2) 「不当な差別的取扱い」に間接差別と関連差別が含まれることを明確にすること。
  - (3) 「合理的配慮」の定義規定を設けること。
- 3 「不当な差別的取扱い」及び合理的配慮義務の分野ごとの具体的内容を定める新たな規定を設けること。
- 4 合理的配慮に関し、新たに次の規定を設けること（同法5条、7条2項及び8条2項関連）。
  - (1) 事業者の合理的配慮を法的義務とすること。
  - (2) 「意思の表明」要件を削除して、障がいのある人の意向を十分に尊重しなければならないとすること。
  - (3) 合理的配慮を求める者に対する不利益取扱いを禁止すること。
  - (4) 合理的配慮の内容を確定する手続を定めること。
  - (5) 合理的配慮の「実施に伴う負担が過重で」あることの立証責任を、提供主体が負うことを明らかにすること。

- (6) 社会的障壁の除去を必要としている障がいのある人が現に存する場合、合理的配慮の提供が可能か否かをまず検討すべきこと、及び環境整備（努力義務）に該当することを理由に合理的配慮の提供を拒絶してはならないこと。
- (7) 合理的配慮の提供としては「過重な負担」に該当すると判断される場合であつても、環境の整備として検討すべきこと。
- (8) 事業者による合理的配慮の提供の実効性を担保するため、合理的配慮の提供のための公的な助成制度を創設すること。
- 5 国及び地方公共団体による、国内外における障がいを理由とする差別及びその解消に関する調査研究義務を追加し、調査研究に際し障がいのある人等の意見を尊重すべき旨を明記すること（同法16条関連）。
- 6 相談対応や紛争解決に係る国及び地方公共団体の権限並びに当該権限を持つ機関を明記し、必要な人材の確保や資質の向上のための施策内容を定める等、実効的な体制整備に関する規定を設けること（同法14条関連）。
- 7 国会、裁判所についても差別的取扱いが禁止され、合理的配慮義務（司法手続上は配慮義務）を負うべきことを明示的に規定すること（同法2条3号関連）。

## 第2 意見の理由

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」という。）は、第61回国連総会（2006年（平成18年）12月13日開催）において採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を日本が批准するための国内法整備の一環として、2013年（平成25年）6月19日に成立し、2016年（平成28年）4月1日に施行された。ただ、その内容は障害者権利条約の求める権利水準には到達していない<sup>1</sup>。

差別解消法の附則7条では、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」と定められていることから、法の施行日から3年を経過した現在、法の見直し論が本格化している。

ところで、差別解消法は、日本においては、これまで障がいのある人が様々な

---

<sup>1</sup> 日本弁護士連合会「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」2014年（平成26年）10月3日。

生活場面で深刻な差別などの人権侵害を受け、個人として尊重されてこなかったという現状を解消することを目的として制定されたものであるが、差別解消法の施行後3年を経過した現在においても、障がいに対する無理解や偏見のため、障がいのある人を排除しようとする風潮に歯止めがかからない状況にある。2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」において「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」が世界共通の目標として掲げられていることから、障がいのある人に対する差別解消は喫緊の課題である。

このような現状を踏まえ、当連合会は、障がいを理由とする差別の解消について、社会の関心と理解を深め、差別解消法を中心とする障害者差別禁止法制が、障がいのある人もない人も「共に生きる社会」の実現に真に寄与するもの、より実効性を有するものとなるよう、以下の各事項に関する改正を求めるものである。

### 第3 改正の内容

- 1 差別解消法2条1号の「障害者」の定義に、過去に障がいを有した者及び将来障がいを有する蓋然性のある者が含まれることを明記すること

#### (1) 現行法下の問題点

差別解消法は、「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者」であって、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいうと定義している（2条1号）。

この定義規定は、障害者基本法における定義規定と同一であり、障がいの「社会モデル」を採用したとされている。

この規定における「障害者」に、過去に障がいを有した者、あるいは、将来障がいを有する蓋然性のある者が含まれるのか不明確である。過去に障がいを有していたが現在は寛解している者（例えば、過去に精神疾患に罹患していたが現在は寛解した者）や、まだ症状が発症しておらず生活上の制限を受けていないが将来発症して制限を受ける蓋然性のある者（例えば、HIVや肝炎等、感染してから長い潜伏期間を経て将来的に発症する蓋然性の高いウイルス保持者、網膜色素変性症やALS等、進行性の疾患を有する者）であっても、疾患や症状等についての無理解や偏見により、深刻な差別を受けることがある。例えば、警察官任用後、無断でHIV抗体検査を行われ、その検査結果が陽性であったために事実上辞職を強要された原告が国家賠償法

等に基づき損害賠償を求めた事案<sup>2</sup>や、金融公庫の採用選考過程において健康診断の一つとして本来検査の必要性のないB型肝炎ウイルス感染の検査を本人の同意なく実施した事案<sup>3</sup>などの裁判例がある。これらの例からも、日本社会には、特定の疾患や症状等についての無理解や偏見があり、現在のみならず過去及び将来における障がいを理由とする差別を招来する素地があることは否定できない。

そのため、過去に障がいを有した者や将来障がいを有する蓋然性のある者に対する差別も明示的に禁止することにより、障がいを理由とする差別の解消を図る必要がある。

## (2) 提言の内容

過去に障がいを有していた者であって、日常生活又は社会生活において制限を受ける状態にあった者、及び将来障がいを有し、日常生活又は社会生活において制限を受ける状態になる蓋然性がある者も「障害者」に含まれることを「障害者」の定義規定において明示すべきである。

## 2 差別解消法2条1号の「障害者」の定義に、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある者が含まれることを明記すること

### (1) 現行法下の問題点

差別解消法は、「障害者」を、障害及び社会的障壁により「継続的に」日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義する。「継続的に」とは、「前からの状態が途切れずに続くこと」（「大辞林」三省堂）という意味であるため、断続的に（切れたり続いたりする）又は周期的に（一定期間を置いて繰り返される）生活上の制限を受ける者は、差別解消法の対象から除外されてしまうおそれがある。

しかし、例えば、指定難病115の「遺伝性周期性四肢麻痺」（一時的に筋力が低下する等の症状を呈する。）に罹患している者のように、断続的又は周期的に生活上の制限を受ける者に対する差別も問題となり得る。

障害者権利条約1条は、障がいのある人には「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害（中略）を有する者」が含まれると規定するが、ここには断続的なものや周期的なものも含まれると解されている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総

<sup>2</sup> 東京地判2003年（平成15年）5月28日労働判例852号11頁。

<sup>3</sup> 東京地判2003年（平成15年）6月20日労働判例854号5頁。

合支援法)の障害支援区分認定についても、移動や動作、行動障がいに関し  
て断続的又は周期的なものが考慮されているが、これは、障がいには、断続  
的又は周期的なものが含まれることを前提としている。

また、差別解消法の国会審議において、政府参考人も、「継続的に」とい  
うことの意味について、断続的又は周期的なものも含めて幅広くとらえるも  
のと考えていると答弁している<sup>4</sup>。

## (2) 提言の内容

断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある者も  
「障害者」に含まれることを「障害者」の定義規定において明示すべきであ  
る。

## 3 新たに「差別」の定義規定を設け、差別の種類が明確となるような内容とする こと

### (1) 現行法下の問題点

① 障害者権利条約2条は、「障害に基づく差別」を定義し、直接差別のみ  
ならず、合理的配慮の否定を含むあらゆる差別を禁止することを締約国に  
求めている。

しかるに、現行の差別解消法においては、2条(定義)に「差別」の  
定義規定は置かれておらず、また、「不当な差別的取扱い」「合理的配  
慮の不提供」の定義規定も置かれていない(7条, 8条)。

何が差別であるかを明確に示さなければ、差別をなくしていくことは  
できないのであるから、差別解消法において、「差別」の明確な定義規  
定を設けるべきである。

② また、現行法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」  
を差別として禁じているが、「不当な差別的取扱い」の中に「直接差別」

<sup>4</sup> 第177回国会 内閣委員会(2011年(平成23年)6月15日)(第14号)。

○山崎誠委員「(略)さらにその先に「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」というような記述もございます。例えば、細かいお話ですが、この「継続的」というような意味も、これはとり方によっては断続的であったり周期的であったり、いろいろな症状の出方もあると思います。そういったものも含めて、この定義をどのように解釈されているのか、もう一回重ねてお聞きをしたいと思います。」

○村木政府参考人「(略)また、今、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」という条文も引用いただきましたが、この「継続的に」ということの意味の中には、断続的なもの、周期的なものも含んで、幅広くとらえるものというふうに考えているところでございます。」

(障がいを理由とする区別, 排除, 制限等の異なる取扱いがなされる場合)のみならず, 「間接差別」(外形的には中立の基準, 規則, 慣行ではあっても, それが適用されることにより, 結果的に他者に比較し不利益が生じる場合), 「関連差別」(障がいに関連する事由を理由とする区別, 排除, 制限等の異なる取扱いがなされる場合)も含まれるのかについては明確でない。

障がいのある人に対して異なる取扱いをする目的がある場合のみならず, かかる目的はなくとも結果的に障がいのある人に対して不利益な効果が及ぶ場合も, 本来は「不当な差別的取扱い」として禁じられるべき事象であるにもかかわらず, 「差別」であるとの認識がされにくいという問題が生じている。

例えば, 2013年度(平成25年度)の地方公共団体の公務員採用試験の受験資格について, 全国の地方公共団体における合計207の試験のうち, 89%は介助なしで職務遂行できる人であることを, 71%が自力(単独)で通勤できる人であることを, 51%が活字印刷文による出題に対応できる人であることを, 13%が口頭(音声)による面接に対応できる人であることを, 受験資格としていた。また, 同じく地方公共団体の公務員採用試験の受験申込書における合理的配慮を想定した記載については, 手話通訳配置49%, 点字受験44%, 拡大文字試験42%, 音声パソコン6%, 筆記通訳1%にとどまっていた<sup>5</sup>。

差別解消法施行後においても, 都道府県のうち少なくとも28都県や財務省など複数の中央省庁で, 障がいのある職員を募集する際に「自力で通勤できる」などの条件を課していたとの報道がされた<sup>6</sup>。また, 47都道府県の職員採用要項を調査したところ, 別表のとおり, 2018年度(平成30年度)の都道府県における障がいのある人を対象とした職員採用試験について, 受験資格に関し, 「介助なしで職務を遂行できる人」(業務遂行に際して職員以外の者が関与できない旨の記載を含む。)との要件を定める都道府県が47都道府県中26府県(55.3%), 「自力で通勤できる人」との要件を定める都道府県が47都道府県中20都県(42.5%)に及ぶ。

<sup>5</sup> 「地方公共団体の障害者職員採用試験 受験資格と合理的配慮の想定について 全都道府県・指定都市・中核市2013年度夏秋期試験の調査報告書」(2014年4月 障害者欠格条項をなくす会)。

<sup>6</sup> 2018年(平成30年)10月27日 朝日新聞デジタル。

資格要件の存在や合理的配慮の想定不足という、一見、障がいとは無関係な基準等があることにより、事実上、障がいのある人の受験が阻まれる効果が生じる状態は、「間接差別」として禁止されなければならないが、差別解消法施行後の現在もなお公然と継続されている。

また「関連差別」の具体例としては、車椅子の利用を理由とする入店拒否の事例がある。これは、外形上、下肢に障がいがあることを直接の理由として入店拒否をしているわけではないが、車椅子という障がいに関連する事由を理由にしている点で問題がある。他に、盲導犬同伴を理由とするタクシー乗車拒否の事例が発生しており、この事例も、視覚障がいを直接の理由として乗車拒否をしているわけではないが、盲導犬同伴という障がいに関連する事由を理由とする拒否である。

これらの事例でも、事実上、障がいのある人が社会生活又は日常生活における一定の場面で排除される効果が生じている以上、「関連差別」として禁止されなければならないが、差別解消法施行後もこのような認識が浸透しているとは言えない。

よって、以上のような事例も「不当な差別的取扱い」に該当することが明らかにされるべきである。なお、「直接差別」、「間接差別」及び「関連差別」は必ずしも互いに排他的な概念ではなく、重なり合う部分も多いため、これらの概念を全て包摂する定義規定を置く必要がある。

## (2) 提言の内容

- ① まず、差別解消法に、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が差別の2類型であることを明らかにするような「差別」の定義規定を置くべきである。そして、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」につき、それぞれ定義規定を設けるべきである。
- ② 「不当な差別的取扱い」については、これに間接差別及び関連差別が含まれることが明確となるよう定義すべきである。
- ③ 「合理的配慮」については、「社会的障壁の除去の実施のために必要かつ合理的な現状の変更及び調整で、過重な負担を伴わないもの」と定義することが考えられる（障害者権利条約2条、当連合会2015年（平成27年）7月16日付け「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のガイドラインについての意見書」1頁参照）。

## 4 「不当な差別的取扱い」及び合理的配慮義務の分野ごとの具体的内容を定める新たな規定を設けること

## (1) 現行法下の問題点

障害者権利条約においては、「施設及びサービス等の利用の容易さ（緊急事態に係るサービスを含む。）」（9条）、「司法手続の利用の機会（なお、捜査機関や保護観察所等の行政機関における手続も含まれる。）」（13条）、「個人の移動を容易にすること」（20条）、「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」（21条）、「教育」（24条）、「健康」（25条）、「労働及び雇用」（27条）、「政治的及び公的活動への参加」（29条）、「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」（30条）等の各分野について、差別的取扱い及び合理的配慮義務の具体的内容が、各分野固有の留意事項を踏まえて定められている。これに対し、現行法制度上、労働の分野に関する障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）を除き、このような分野ごとの規定は存在しない。そのため、分野ごとに留意すべき事項が明らかでなく、差別的取扱いや合理的配慮の内容に関し、行政機関等や事業者の恣意が働く余地は広範にわたる。

現行の差別解消法の下では、分野別に留意すべき点については、各省庁の対応指針において言及されている。しかし、これらは法的拘束力を有しないため実効性は極めて弱い。また、各省庁の対応指針では、差別的取扱いや合理的配慮義務の内容について必ずしも適切とは言えない内容が示されており、かかる対応指針に委ねては差別解消という法目的を達し得ない。

例えば、国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の「一般乗合旅客自動車運送業関係」において、「障害を理由としない、又は、正当な理由があるため、不当な差別的取扱いにあたらなないと考えられる例」として、「車内が混雑していて車いすスペースが確保できない場合、車いす使用者に説明した上で、次の便への乗車をお願いする。」等の事例が列挙されている。しかし、不当な差別的取扱いに該当するか否かは個別具体的事情によって様々であり、特に、不当な差別的取扱いに該当しないと判断する場合には、差別解消法の趣旨目的に照らし慎重な検討を要する。上記のような事例を列挙し「不当な差別的取扱いにあたらなないと考えられる」との指針を示すことにより、類似の事例について事業者が「不当な差別的取扱い」にあたらないと安易に判断し、結局、法の趣旨が没却されることにもなりかねない。

条例により分野別の規定を設ける地方公共団体もあるが、各分野における留意事項は、地域の独自性に左右されるものとは言い難く、むしろ、共通の



理解を得られなければならないものであるから、法律によって規定されるべきである。

## (2) 提言の内容

差別解消法において、差別的取扱い及び合理的配慮義務の具体的内容を、教育、建築物の利用、交通機関の利用、情報、サービス、災害対策、医療、不動産、参政権、司法その他の各分野（左記の分野に限られるものではない。）について、それぞれ規定すべきである（当連合会2007年（平成19年）3月15日付け「『障がいを理由とする差別を禁止する法律』日弁連法案概要」3頁以下参照）。

## 5 事業者の合理的配慮を法的義務とすること

### (1) 現行法下の問題点

差別解消法7条2項が、「行政機関等は（中略）社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定め、「行政機関等」の合理的配慮を法的義務として規定しているのに対し、同法8条2項は、「事業者は（中略）社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」と定め、事業者の合理的配慮を努力義務として規定している。

しかし、障害者権利条約は、合理的配慮を、公的機関と民間事業者の区別なく、法的義務として定めているものであり、現行法は権利条約に違反している。また、同じ内容のサービス（例えば、教育や医療）の場合、設立主体が「公」か「民」かで、区別すること自体極めて不合理である。

差別解消法施行後、地方公共団体が、相談窓口として、障がいのある人と事業者との間で調整を試みるも、事業者の合理的配慮が努力義務にとどまっているがゆえに、相談員による対話の働き掛けが困難になる等の事例が散見される。

他方、いくつかの地方公共団体においては、条例により事業者の合理的配慮を法的義務として規定し、積極的な差別解消を図っている<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 内閣府・平成29年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h29kokusai/h2\\_02\\_b.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h29kokusai/h2_02_b.html)

「2. b. (3) 論点の整理」から以下抜粋。

「以上に報告したヒアリングの内容からは、事業者の合理的配慮については、それが「合理的」であることが担保されるならば、できれば義務化される方が差別に関する事案の解決においては望ましいと感じている様子が見られた。

(2) 提言の内容

事業者の合理的配慮を法的義務とすべきである。

6 差別解消法7条2項及び8条2項の「意思の表明」要件を削除して、障がいのある人の意向を十分に尊重しなければならないとの条項を設けること

(1) 現行法下の問題点

差別解消法上、合理的配慮は、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、(中略)必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」(あるいは「配慮をするように努めなければならない。」)と定められており(7条2項, 8条2項), 当事者による「意思の表明」がなければ、合理的配慮義務が発生しないかのような文言になっている。

しかし、障害者権利条約及び障害者基本法において、「意思の表明」のような要件を課す条文はない。

実際、「意思の表明」が困難な障がいのある人は多く存在する。また、必要な合理的配慮が明白であるような場合であっても、意思の表明がないから合理的配慮をしなくてもよいとの解釈になるのは不合理である。

合理的配慮義務が発生するのは、当該提供主体が、当該障がいのある人にとって合理的配慮が必要であることを認識し得るときであるから、「意思の表明」を削除したとしても、合理的配慮の提供主体に不当な不利益を課すことはない。

他方、意思の表明なく合理的配慮を行う場合、合理的配慮の提供主体が、当事者の意向を離れて一方的に合理的配慮を行うことがあってはならない。障がいや合理的配慮には個別性があるため、必ず、当事者本人の意思やニーズを丁寧に確認して、合理的配慮の内容を決定するプロセスが採られなければならない。また、本人の意向確認に際しては、本人に対する情報保障(筆談、分かりやすい言葉による説明等、障がい特性に応じたコミュニケーションの保障)が講じられなければならない。

(2) 提言の内容

「意思の表明」要件は削除すべきである。

その上で、障害者基本法の文言に倣って、「社会的障壁の除去を必要とし

---

なお、47都道府県のうち、4分の1に近い11の地方公共団体で既に事業者の合理的配慮は義務化されている。しかしながら、全国的に見ても、本調査におけるヒアリングにおいても、義務化による大きな混乱や課題は報告されていない。」

ている障害者が現に存する場合において、（中略）社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定すべきである。

そして本人意思の尊重を規定するために、採用後の雇用関係における合理的配慮に関する障害者雇用促進法36条の4の規定に倣って、「合理的配慮を行うに当たっては、情報保障を講じた上で、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。」との条文を設けるべきである。

## 7 合理的配慮を求める者に対する不利益取扱いの禁止を明文化すること

### (1) 現行法下の問題点

差別解消法に、障がいのある人が差別的取扱いの是正や合理的配慮の申出を行った場合に、その申出等を行ったことを理由とする、不利益取扱いの禁止を定める規定（例えば、合理的配慮提供の申出を行ったことを理由として、継続的契約を解除することを禁止する等。）は存在しない。障害者雇用促進法においては、事業主は、紛争解決援助や調停を障がいのある労働者が求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない（74条の6第2項）との規定があるにとどまる。また、障害者雇用促進法に基づき定められた合理的配慮指針においては、「相談をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止」として「障害者である労働者が採用後における合理的配慮に関し相談をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者にその周知・啓発をすること。」という相談体制の整備を事業者に求めているが（第6、4）、法的拘束力を有さず、実効性は乏しい。

しかしながら、上記の差別的取扱いの是正や、合理的配慮の申出をしたことによって報復的な不利益取扱いが行われることになれば、差別や合理的配慮不提供の事案がなくなるばかりか、その基本的前提となる権利関係まで奪われるという大きな不利益が生じ得る。また、そのことを懸念して是正や配慮の申出を躊躇する場合がある。

### (2) 提言の内容

合理的配慮を求める者に対する不利益取扱いの禁止を明文化すべきである。

## 8 合理的配慮の内容を確定する手続を定めること

### (1) 現行法下の問題点

差別解消法6条1項に基づき、国が示した「障害を理由とする差別の解消

の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)では、合理的配慮の内容を確定するための手続について、「代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。」との記載があるが、現行法上は、明文の定めがない。そのため、合理的配慮の提供主体と障がいのある人との間で、合理的配慮の内容についての認識に齟齬がある場合、障がいのある人が本来的に必要な配慮が提供されず不利益を被ることがある。例えば、差別解消法施行前の事案ではあるが、発声障がいのある市議会議員の議会での発言の機会が奪われたことが議会での発言の権利・自由を侵害するとして市の損害賠償責任が認められた事例<sup>8</sup>では、議員が議会に対し、補助者による代読を認めるよう求めたのに対し、議会はこれを認めず、パソコンの音声変換ソフトの使用のみを認めた。議員はパソコンの操作に不慣れであったため、音声変換ソフトを利用した発言は事実上不可能であった。

合理的配慮の提供主体と障がいのある人との間で、合理的配慮の内容についての認識に齟齬が生じている場合、提供主体の義務の内容や範囲を画定するため、合理的配慮の内容を確定することが重要となる。そして、合理的配慮の内容は、当該障がいのある人の障がいの内容や環境の整備状況等によって個別性が高い事項であるから、提供主体と障がいのある人との間で協議を行い、それぞれの認識を理解しながら、代替措置も含めて相互に検討するプロセスが欠かせない。これは、基本方針ではなく法律上明記されるべき重要事項である。

## (2) 提言の内容

合理的配慮の内容を確定するために、「代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされなければならない。」旨を明文化すべきである。

## 9 合理的配慮の「実施に伴う負担が過重で」あることの立証責任を、提供主体が負うことを明らかにすること

### (1) 現行法下の問題点

差別解消法7条2項、8条2項は、合理的配慮の提供義務の発生要件として、「その実施に伴う負担が過重でないとき」を挙げる。

<sup>8</sup> 第一審：岐阜地判2010年(平成22年)9月22日判例時報2099号81頁，控訴審：名古屋高判2012年(平成24年)5月11日判例時報2163号10頁。

合理的配慮の提供は、社会的障壁のある状態に置かれている障がいのある人の立場をそのような社会的障壁のない他者と同等の地位に引き上げるためのものであり、障がいのある人にとって他者との平等を実現し、本来あるべき状態を回復するために必要不可欠なものである。

そうすると、合理的配慮の提供は原則であり、過重な負担に当たるために提供しなくてよい場面は例外である。立証責任の分配として、原則に対して例外を主張する側に負わせるのが当事者の公平、正義に適うから、過重な負担に当たることの立証責任は合理的配慮の提供主体が負うべきである。

また、立証責任は当事者間の公平上、証拠の収集が可能な側が負うべきである。過重な負担に当たるかどうかは、基本方針によれば、その適否は別として、「①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況」を考慮して、総合的・客観的に判断することが必要とされている。

このような総合的・客観的判断のための証拠は、合理的配慮の提供主体側に偏在していることから、障がいのある人本人が当該判断を行うことは著しく困難であるか不可能である。障がいのある人本人にとっては、提供主体の内部事情に通じていないのが一般だからである。

このような観点からも、立証の負担は、あくまでも障がいのある人側ではなく、上記①から⑤までについての情報を有する行政機関等や事業者に負わせるべきである。

しかるに、差別解消法は、立証責任を提供主体に負わせることを明示していない。

## (2) 提言の内容

差別解消法7条2項、8条2項の「その実施に伴う負担が過重でないときは、」との文言を削除し、「ただし、合理的配慮の提供が過重な負担に当たるときはこの限りでない」とのただし書を加えて、合理的配慮の提供主体が「（合理的配慮の提供の）実施に伴う負担が過重であること」の立証責任を負うことを明確にすべきである。

- 10 社会的障壁の除去を必要としている障がいのある人が現に存する場合、合理的配慮の提供が可能か否かをまず検討すべきこと、及び環境整備（努力義務）に該当することを理由に合理的配慮の提供を拒絶してはならないことを明記すること

## (1) 現行法下の問題点

差別解消法では、環境の整備（5条<sup>9</sup>。基本方針では「不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置」と説明されている。）は努力義務として定められ、合理的配慮の提供義務（7条2項は法的義務、8条2項は努力義務。基本方針では「障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組」と説明されている。）が定められているが、環境の整備義務と合理的配慮の提供義務との関係が明らかでない。

そのため、本来であれば行政機関等に法的義務として課せられている合理的配慮の提供の範疇で検討されるべき事例であるにもかかわらず、努力義務として定められている環境整備の範疇で取り扱われてしまい、対応が不十分になるという事態が生じている。

例えば、内閣府による合理的配慮の提供等事例集<sup>10</sup>において、環境の整備の事例として、「試験や受験の当日には合理的配慮の提供を受けられるが、日常の勉強で使える障害に対応した練習問題が少ない。」（事例集2-（1）-4）という障がいのある人の困った状況において、「過去問などを電子テキスト化し、パソコンの読み上げ機能で使える問題集を作成した。」という対応が対応例として挙げられている。

しかし、この対応例は、生徒から日常の勉強で使える練習問題がないため勉強ができないという個別の申出がされたことに対し、教師が合理的配慮の提供として問題集の作成を行ったというものであり、本来は、環境の整備事例として挙げられるべきではない。当連合会では、行政機関等及び事業者の合理的配慮の提供義務を、共に法的義務とすべきことを求めているが（前記

<sup>9</sup> 差別解消法5条「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」

<sup>10</sup> 「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」平成29年11月内閣府障害者施策担当。

他にも、多数、合理的配慮の提供の事例として検討されるべき事例が環境整備の事例として挙げられている。例えば、2-(1)-6「所属クラスをはじめ音楽室や美術室など様々な教室を利用することになるが、教室を移動するときに迷ってしまうことがある。」という事例に対し、「教室の用途が分かるように、各教室のドアのところに点字ラベルで教室名や教室番号を表記するようにした。」

2-(2)-6「補聴器を使っているが、授業で聞き取りにくいことがある。」という事例に対し、「携帯できるFM音声送信機を導入し、話し手はそれを装着して授業を行うこととした。また、本人から申出があれば、ノートテイクを配置できるようにした。」という対応例が挙げられているなど。

5 参照) , 上記事例のような誤った考え方が流布されれば, 法的義務とされている合理的配慮の提供が必要であるにもかかわらず, 努力義務とされている環境整備の問題として処理され, 必要な配慮を受けられないという実務が定着するおそれがある。

同じ行為が場面によっては環境整備とも合理的配慮の提供とも捉えることができるため, 具体的場面における適用関係について誤解が生じないように条文上明記すべきである。

## (2) 提言の内容

社会的障壁の除去を必要としている障がいのある人が現に存する場合, まずは合理的配慮の提供が可能か否かを判断すべきこと, 及び環境整備に該当することを理由に合理的配慮の提供を拒絶してはならないことを明文化すべきである。

### 1 1 合理的配慮の提供としては「過重な負担」に該当すると判断される場合であっても, 環境の整備として検討すべきことを明記すること

#### (1) 現行法下の問題点

合理的配慮として個別的に提供する場合には過重な負担であると判断される場合であっても, 不特定多数人に向けた環境の整備として同様の措置を講ずることが可能であるような事例もあり得る。

しかし, このような事例では, 個別的な合理的配慮の提供が過重な負担に当たるとの判断がされた時点で, 環境の整備としての措置が可能か否かの検討が行われず, 結果的に, 何らの対応もなされないまま放置される事態も生じる。例えば, 車椅子利用者が市庁舎に出向く際にエレベータの設置を合理的配慮として求めたが財政的理由から当該市がこれを拒否した場合であっても, 今後不特定多数人への環境整備としてエレベータの設置を検討する余地はあるはずである。

#### (2) 提言の内容

合理的配慮の提供の可否を検討した結果, 過重な負担があると判断した場合, 社会的障壁の除去の実施について必要な措置を環境の整備として行うことが可能かどうか, 検討すべきことを明文化すべきである。

### 1 2 事業者による合理的配慮の提供の実効性を担保するため, 合理的配慮の提供のための公的な助成制度を創設すること

#### (1) 現行法下の問題点

差別解消法では、事業者の合理的配慮の提供について、何ら事業者に対する助成制度を定めていない。本来は必要とされる合理的配慮の提供が、経済的な理由で、安易に「過重な負担」と判断されて実行されていない場合もある<sup>11</sup>。

実際に、いくつかの地方公共団体では、合理的配慮の提供の実効性を高めるために、助成制度を設けている。最初に助成制度を制定した兵庫県明石市のほかに、北海道苫小牧市、茨城県つくば市、栃木県日光市、大阪府茨木市、兵庫県丹波市、加古川市、播磨町、山口県山口市などが、合理的配慮の提供のための助成制度を設けている。

他方、地方公共団体に対し助成制度の創設を求めた際、法律が助成制度について定めていないことを理由として制度創設に至らない地方公共団体もあり、地域間格差が生じている。

## (2) 提言の内容

事業者による合理的配慮の提供の実効性を担保するため、合理的配慮の提供のための公的な助成制度を創設すべきである。

## 1.3 国及び地方公共団体による、国内外における障がいを理由とする差別及びその解消に関する調査研究義務を追加し、調査研究に際し障がいのある人等の意見を尊重すべき旨を明記すること

### (1) 現行法下の問題点

① 障害者権利条約31条1項では、「締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。」と定められている。

しかし、差別解消法16条では、国が「国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う」旨定められているにとどまり、この「情報の収集、整理及び提供」という文言には、積極的な事例分析や、調査及び研究を行うことが含まれているか否かが明確ではない。

② 単なる情報収集にとどまらない事例分析、調査及び研究が積極的な政策立案に資することは自明である。障害者虐待防止法において国及び地方公

<sup>11</sup> 例えば、平成28年度産業経済研究委託事業「障害者差別解消法の施行に伴う経済産業省所管事業分野の事業者における取組等に関する調査研究」においては、調査対象企業のうち36.8%が「障害者用設備の整備に係る助成」を要望している。



共同体の調査研究業務が規定されている（同法42条）ことと平仄を合わせるためにも、差別解消法において、調査研究義務を明記すべきである。

③ また、差別解消法16条では、「国」のみが情報収集、整理及び提供を行うとされており、地方公共団体はその主体として定められていないが、地方公共団体も施策の策定・実施主体とされていること（3条）、差別解消に関する施策が地方公共団体を主体として実施されている現状に鑑みると、地方公共団体レベルでの調査・研究が有用な場面も多いと思われることから、「国」のみならず、地方公共団体も、調査研究義務の主体とすべきである。

④ 国及び地方公共団体による事例分析、調査及び研究が有用なものとなるためには、調査項目の設定や調査の実施方法が実効的なものであることが重要である。

調査項目の設定や調査の実施方法が実効的なものとなるためには、かかる事項を検討するに当たり、障がい当事者や支援者、関係者が十分に関与して決定する必要がある。

障害者権利条約4条3項が、「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」とあること及び“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）が障害者権利条約制定における基本的な理念とされたことに鑑みても、当事者の十分な関与を法文上明記する必要がある。

## (2) 提言の内容

- ① 国及び地方公共団体に、国内外における障がいを理由とする差別及びその解消に関する調査研究義務を課すべきである。
- ② 事例分析、調査及び研究に当たっては、国及び地方公共団体は、障がいのある人その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるべきである旨、法文上明記すべきである。

1.4 相談対応や紛争解決に係る国及び地方公共団体の権限並びに当該権限を持つ機関を明記し、必要な人材の確保や資質の向上のための施策内容を定める等、実効的な体制整備に関する規定を置くこと

### (1) 現行法下の問題点

- ① 差別解消法14条は、国及び地方公共団体は「相談に的確に応ずる」と定めるが、現状、相談窓口が一本化されていないため、実効的な相談を期待することはできない。相談を受けた国や地方公共団体の具体的な権限についても不明確であり、市町村と都道府県の関係や役割（第一次的な相談窓口はどこか、都道府県に市町村に対する指導・助言権限があるか等）も明らかではない。例えば、地方公共団体の相談員としては、相談段階においても、相談内容によっては、相談者と相手方との間の「調整」に入る役割があると考えられるが、現行法には規定がないため、とりわけ障害者差別解消条例を持たない地方公共団体では、相談段階での調整機能が十分果たされない（調整に入るのを躊躇し、傾聴案件として話を聴くだけで終わってしまう、など）<sup>12</sup>。
- ② また、差別解消法14条は、国及び地方公共団体に対し差別に関する紛争解決に係る「体制整備」を求めるものの、あっせんや勧告等の具体的な権限を付与する内容となっていないため、現行法のみでは個別紛争の実効的な解決が困難である。この点、障害者権利条約33条2項は、条約の実施について保護（救済）、監視するための枠組みの設置等を求めているが、国レベルにおいても、「国内人権機関の地位に関する原則」（パリ原則）<sup>13</sup>が求める、政府からの独立性が担保された救済機関が存在しない。
- ③ 差別解消法14条は、国及び地方公共団体は「相談に的確に応ずる」等と定めるだけで、具体的な施策の定めがない。そのため政府は、相談対応マニュアルの整備、相談対応スキルを上げる研修、弁護士と福祉職からなる専門職チーム派遣等の具体的な施策を何ら行わず、こうした紛争解決の実効化のための予算を組んでいない。障害者虐待防止施策では、こうした具体的施策に予算が付けられていることとの不均衡は著しい。予算措置の根拠とすべく、相談対応及び紛争解決についての国及び地方公共団体の施策内容をより具体的に定める必要がある。

## (2) 提言の内容

<sup>12</sup> 「『障害を理由とする差別』と自治体の責務」（判例地方自治432号91頁）、「自治体は人権保障の最前線～障害者差別解消法で果たすべき自治体の役割」（実践成年後見No.6633頁）。

日本障害フォーラム（JDF）が2018年（平成30年）1月30日～同年3月30日に実施した障害者差別解消法に関する障害当事者調査では、相談窓口相談した者の約7割が問題は解決していないと回答している。

<sup>13</sup> 人権の促進及び擁護のための国家機関（国内人権機関）の設置を求めた国連総会決議1993年12月20日48/134附属文書。

- ① 障がいのある人及び事業者からの差別に関する相談を受け付け、助言、調整及び指導の権限を持つ機関として、市町村に「市町村障害者差別解消支援センター」を、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行う機関として、都道府県に「都道府県障害者差別解消支援センター」を設置すべきである。
- ② 紛争解決に係る体制整備として、国に政府から独立した紛争解決機関を設置すること、各地方公共団体が「あっせん委員会」を設置すること並びに同委員会があっせん、勧告及び公表の権限を持つことを明記すべきである。
- ③ 国及び地方公共団体が、障がいを理由とする差別事案への相談対応、関係調整及び紛争解決を、専門的知識に基づき適切に行えるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、マニュアルの整備、専門職チーム派遣、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずべきことを定めるべきである。

15 国会、裁判所についても差別的取扱いが禁止され、合理的配慮義務（司法手続上は配慮義務）を負うべきことを明示的に規定すること

(1) 現行法下の問題点

障害者権利条約は、行政機関のみならず、立法機関及び司法機関を含む全ての国家機関に対し、無差別や完全かつ効果的な参加及び包容等の一般原則に従って行動することを求めている（4条1（d））。特に裁判所は、障害者権利条約13条により、「手続上の配慮義務」を課せられている。

しかるに、差別解消法においては、2条（定義）3号の「行政機関等」の定義として、「国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。」と規定されているが、この中には、国会及び裁判所は含まれていない<sup>14</sup>。そのため、国会及び裁判所について、差別解消法7条の障がいのある人に対する不当な差別的取扱い禁止や

<sup>14</sup> 内閣府の説明では、「立法府である国会、司法府である裁判所については、国の機関としての一般的な責務の対象から排除されるものではないが、第3章に規定する差別の禁止等に係る具体的な措置については、三権分立の観点からそれぞれ実態に即して自律的に必要な措置を講じることとすることが適当であるため、これらの規定の対象機関には含めていない。」とされている（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集」問9-6）。

合理的配慮義務の規定は直接には適用されない。

① 国会が含まれないことの問題点

衆参両議院事務局及び国会図書館において、差別解消法施行に伴い、障害者差別解消に関する職員向け対応要領が策定されているが（2016年（平成28年）4月1日）、議院の自律権から、これらは国会（国会議員及び国会の運営）には適用されない。また、議院運営委員会の決議に基づき「障害を持つ国会議員に対するバリアフリーの対応状況について」が策定され、当選した障がいのある国会議員に合わせた改訂が行われているが、差別解消法が規定する合理的配慮の要件や提供のプロセスは規定されておらず、合理的配慮の提供は保障されていない。

2016年（平成28年）5月10日の衆議院厚生労働委員会において、参考人として意見陳述することが予定されていたALS（筋萎縮性側索硬化症）当事者の出席が、コミュニケーションに時間を要するという理由により取り消された事件があるが、障がいのある人が証人、参考人及び傍聴者となることがあるにもかかわらず、これに対する差別を禁止する自主的なルールは存在しない。

障がいのある国会議員に対する差別、障がいのある証人又は参考人に対する差別、障がいのある人の国会の傍聴等に関する差別が考えられるが、現行法ではいずれについても解決を図ることはできず、差別禁止の義務主体に国会が含まれないことには大きな問題がある。今般の参議院議員選挙で重度障がいのある国会議員が当選したことからも、より一層、早期に問題解消のための策を講じることが求められる。

② 裁判所が含まれないことの問題点

障害者権利条約は、13条において、刑事、民事を問わず、障がいのある人の司法手続の利用が確保されるべきことを規定し、締約国に手続上の配慮を義務付けている。ここにいう「司法手続」の意味は、かなり広範なもので、例えば刑事手続の場合、捜査段階その他予備的な段階から、刑の処遇の段階まで、司法手続の全ての段階をカバーしており、直接の当事者のみならず、証人等の間接の参加者の立場までも含むものである。また、「手続上の配慮」は、適正手続を求められる司法手続の性質上、合理的配慮のように「過重な負担」の有無は基本的には考慮されないし、現行の差別解消法上の「意思の表明」も同様である。

しかし、現行法制において、障害者基本法29条は、あらゆる司法手続について、障がいのある人がその権利を円滑に行使することができる

ように、個々の障がい特性に応じて意思疎通の手段が確保されなければならないと規定するものの、同条は、手続上の配慮のうち意思疎通の手段について規定するのみであり、しかも、同条を具体化する法律はない。わずかに民事訴訟法154条、刑事訴訟法37条及び176条が、聴覚や発話に障がいのある人のための通訳等の措置や弁護人の職権による選任を規定するに過ぎず、かかる規定は家事事件手続法には存在しない。

また、手続上の配慮が行われなかった場合の事後的救済について、例えば、障がいのある被告が訴状や判決の送達を認識できない等の理由により訴訟手続に関与できなかつた場合、民事訴訟法の再審事由に該当する旨の規定はない。刑事訴訟法においても、取調べの際に情報保障がなされずに録取された供述調書の証拠能力を認めないなどの規定はない。

このように、現行の訴訟手続は、障がいのない人による訴訟への関与を前提としており、障がいのある人に配慮すべきことを定める規定がないことによって、障がいのある人の裁判を受ける権利（憲法32条）や傍聴する権利は実質的に制限されている。

差別解消法施行に伴い、裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領が作成されたが（平成28年4月1日）、その対象範囲は裁判所職員の行う事務に限定されている。

個々のケースにおいて、裁判所が障がいのある人の訴訟活動に対して配慮を行う場合はある。例えば、知的障がいのある原告らがリラックスした雰囲気の中で証言することができるように、非公開のラウンドテーブル法廷で尋問するなどの配慮がなされた事例がある。また、障がいのある人の傍聴の権利を保障するため、手話通訳の配置を認めたり、傍聴席を取り外して車椅子のスペースを確保したりするなどの配慮がなされた事例がある。しかし、こうした配慮をするか否かは、事件を担当する個々の裁判体の判断に基づく訴訟指揮に左右され、裁判所がその責務として、障がいのある人に対する配慮を行うべきであるとの意識が共有されているわけではない。裁判体の訴訟指揮によっては、障がいのある当事者や傍聴人の権利が保障されない事例も多々ある。

このように、現行法制の下では、障害者権利条約13条の求める司法手続における障がいに応じた手続上の配慮が義務付けられておらず、障がいのある人が司法手続を利用することは困難になっており、訴訟手続に関与できなかつた場合の事後的な救済も不十分である。

## (2) 提言の内容

国会における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮義務を明示するため、国会法等の法令を改正すべきである。

また、裁判所における差別的取扱いの禁止、合理的配慮義務及び司法手続における手続上の配慮義務を明示するため、裁判所法、刑事訴訟法、民事訴訟法、家事事件手続法等の法令を改正すべきである。

本提言については、当連合会「国会における障害を理由とする差別の解消を求める意見書」（2018年（平成30年）7月12日）及び当連合会「民事訴訟手続における障がいのある当事者に対する合理的配慮についての意見書」（2013年（平成25年）2月15日）も併せ参照されたい。

47都道府県の平成30年採用試験案内と受験申込み

※日本弁護士連合会人権擁護委員会調べ。

	求める	%	求めない	%
自力で通勤できる人	20	43%	27	57%
介助なしで業務を遂行できる人	26	55%	21	45%

詳細	自力で通勤できる人		介助なしで業務を遂行できる人	
	求める	求めない	求める	求めない
都道府県				
北海道		○		○
青森		○		○
岩手	○		○	
秋田	○		○	
宮城	○		○	
山形		○		○
福島		○	○	
茨城		○		○
栃木	○		○	
群馬		○	○	
千葉		○		○
埼玉	○		○	
東京	○			○
神奈川		○		○
新潟		○		○
富山		○		○
石川	○		○	
福井	○		○	
長野	○		○	
岐阜	○		○	
山梨	○		○	
静岡	○		○	
愛知		○		○
滋賀		○		○
京都		○		○
兵庫		○		○

三重		○	○	
大阪		○	○	
奈良	○		○	
和歌山	○		○	
鳥取		○		○
岡山		○		○
島根	○		○	
広島		○		○
山口		○		○
香川	○		○	
徳島	○		○	
愛媛		○		○
高知		○		○
福岡		○	○	
大分		○	○	
佐賀		○	○	
長崎		○		○
宮崎	○		○	
熊本	○		○	
鹿児島	○		○	
沖縄		○		○



所属	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
1 広島県身体障害者施設協議会	電話	本人	福祉施設・事業所	男性	視覚障害	広報紙に対し、弱視の方より少し読みづらい。	文字を大きく、明朝体からゴシック体に変更。
	面談	本人	その他	全般	視覚障害	在宅の視覚障害者に対して。	役所からの文書の代読及び必要な代筆を行っている。
	電子メール	本人	福祉施設・事業所	全般	視覚障害	在宅の視覚障害者に対して。	メールについて、読み上げソフトで正確に読めるかを確認してから送付している。
	面談	関係者	福祉施設・事業所	男性	肢体不自由	ベッド上は狭くて不安定なためパソコン・コントローラーを置く事ができない。	頭側のベッドボードを外し、ベッドと壁の間にベッドと同じ高さのテーブルを製作した。
	面談	本人	福祉施設・事業所	男性	肢体不自由	尿器を床に落としたり、尿をこぼすことが続き、夜間排尿することに不安を覚えていた。	尿器を置く高さを約10センチ高くすることで、夜間でも尿器を置き易くなるよう変更した。
	面談	関係者	福祉施設・事業所	男性	肢体不自由	体幹のねじれがあり車椅子上で身体が傾くと共に、嚥下機能の低下も重なり食事のたびにむせ込む	作業療法士の指示で車椅子と身体(脇)の間にクッションを入れ、車椅子上の姿勢を安定させた。
	その他	事業者	福祉施設・事業所	女性	肢体不自由	ベット端座位からの立ち上がり不安定	手すりの設置及び滑り止めボードの製作設置した
	その他	事業者	福祉施設・事業所	全般	肢体不自由	高次脳機能障害から、転倒の可能性があるにも関わらず自ら動くこととする。	転倒時に備えてマットを設置し、ガラス戸にぶつからないようにクッションを作成設置。
	その他	事業者	福祉施設・事業所	全般	肢体不自由	作業時に姿勢が崩れ、転倒の恐れがある。	転倒予防台の作成。机の高さを上げる脚を作成。
	その他	事業者	福祉施設・事業所	全般	肢体不自由	インフルエンザ罹患者が出了た。	収束するまで全利用者に毎日マスクを配布し、きちんと着用できるよう補助した。
その他	事業者	福祉施設・事業所	女性	肢体不自由	食事の飲み込みが悪くなり、誤嚥の可能性が出てきた	かき込む癖があるため、食器を変更。姿勢が崩れないように食事時にクッションで体制を整えている。	
2 広島障害者職業センター	面談	本人	職場	全般	その他	職場でのハード及びソフト面全般の相談	職場を訪問し当事者の要望や特性を労働担当者へ伝えて、改善策を協議している。(ジョブコーチ支援)
3 広島司法書士会	その他	全般	その他	全般	聴覚障害		市民公開講座 手話通訳者を設置
	その他	全般	その他	男性	肢体不自由	会員向け研修で、公共交通機関で会場まで来ることが困難。	駐車場利用、付添人が同席できるようにした。
4 広島法務局	その他	その他	行政機関	全般	聴覚障害		耳マークを窓口に掲示し筆談に応じている。
	その他	行政職員	行政機関	全般	聴覚障害	FAXによる相談について要望	FAXでの相談にも対応することとした。
5 広島県警察本部	面談	本人	行政機関	不明	聴覚障害	聴覚障害に係る運転免許の条件について相談するために来署された方が筆談での対応を求めた。	職員が筆談により来署者の申出内容を受理し、運転免許センター担当者へ電話で取り次ぎ手続きを補助した。
	面談	本人	行政機関	不明	肢体不自由	運転免許関係で来庁した際、足が不自由である旨を申し出た。また、申し出はないが車いすで来庁された。	・車いすの貸し出しや移動を補助 ・身体障害者用駐車枠を分かりりやすくするため、カラーコンを設置するとともに、駐車枠に設置されていたシンボルマーク表示を頭上位置に移設
	面談	本人	行政機関	不明	聴覚障害	運転免許更新に来庁したが、耳が聞こえないので案内をして欲しい。	手話講習を受講していた警察職員が、一連の免許更新の手続きについて手話通訳を行った。

広島県における障害者差別解消法に基づく『合理的配慮』の提供事例について(平成30年度)

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	
1 県税事務所	窓口対応		聴覚・平衡機能		筆談でのやり取りを行った。
2 県税事務所	窓口対応		肢体不自由		職員が代筆を行い、申請内容を本人に確認した上で受理した。
3 県税事務所	その他	減免受付場等	肢体不自由		介助者が同伴していない場合は、エレベーターや玄関口まで付き添いを行った。
4 県税事務所	窓口対応		聴覚・平衡機能		日常会話の簡単な手話でコミュニケーションをとるよう心掛けていた。
5 県税事務所	その他	文書発送時	視覚		点字等の対応が現段階で難しかったため、通知前に本人へ電話連絡し説明を行う。
6 県税事務所	窓口対応		聴覚・平衡機能		課税内容から制度の概要、必要な手続きについて文書で案内した。
7 県税事務所	会議・研修		視覚		共有会議室の使用にあたって、会議・研修主催者に対して、当事務所へ誘導する点字ブロック上に机や会議案内板を置かないよう、申し入れを行った。
8 県民活動課	会議・研修		聴覚・平衡機能		県内NPO法人を対象とする研修会において、手話通訳者を配置した。
9 人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		視覚		不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において転倒防止のため障害物を配置しないようにした。
10 人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		視覚		不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」の広報用チラシにおいて音声コードを掲載した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
11 人権男女共同 参画課	会議・研修		聴覚・平衡機能			不特定多数の県民を対象とする「人権啓発指導者養成研修会」において要約筆記の事前申し込みを受け付けられた。
12 人権男女共同 参画課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において手話通訳及び要約筆記を設置した。
13 人権男女共同 参画課	イベント・フォーラム		肢体不自由			不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において車椅子で来場する障害者用に駐車スペースを確保した。
14 人権男女共同 参画課	会議・研修		聴覚・平衡機能			不特定多数の県民を対象とする「広島県男女共同参画研修会」において手話通訳と要約筆記の事前申し込みを受け付けた。
15 大学教育振興 担当 (県立広島大 学)	教育		その他	てんかん	入学試験における別室受験、女性監督者の配置	入学試験において、別室受験、女性監督者の配置の許可を行った。
16 大学教育振興 担当 (県立広島大 学)	教育		難病		入学試験における服薬、別室受験	入学試験において、服薬及び別室受験の許可を行った。
17 大学教育振興 担当 (県立広島大 学)	教育		精神障害		入学試験における服薬、別室受験	入学試験において、服薬及び別室受験の許可を行った。
18 雇用労働政策 課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			障害者合同面接会において手話通訳を配置

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
19 働き方改革推進・働く女性応援課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			不特定多数の県民等を対象とするイベントにおいて手話通訳者を配置することを明記して、参加者を事前募集。(ただし、参加申込者に手話通訳希望者が居なかったため、当日の通訳者は設置しなかった)
20 都市環境整備課	施設利用		肢体不自由		しょうぶ園見学希望の方から、肢体が不自由な為、車で出来るだけ近くまで行きたい旨の申出	しょうぶ園の車止めを一時的に外して、車で近くまで入れるようにした。
21 都市環境整備課	施設利用		その他		プール前の障害者用の駐車スペースがわかりづらい。	障害者用の駐車スペースが分かりやすい様に掲示物を設置。
22 都市環境整備課	施設利用		肢体不自由		グラウンドゴルフ大会参加の方から肢体が不自由な為、車で出来るだけ近くまでいきたい。	大会会場(文化の広場)に近い、アリーナ裏の駐車スペースを案内し、臨時で駐車頂く。
23 都市環境整備課	施設利用		肢体不自由		片腕切断によるプール利用時に息継ぎが困難なため、シュノーケル着させてほしい。	プールスタッフと相談し、利用状況を見ながら段階的に着装することで、事故防止に努めて利用してもらう
24 営繕課	イベント・フォーラム		難病		酸素吸入ポンプを使用しており行動範囲に制約があるため、会場に近い位置の駐車場を用意していただきたい。	会場に近い駐車場を準備し、駐車場から会場までスタッフが付き添った。建物見学会中もスタッフがポンプを持ちながら付き添った。
25 秘書広報室	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			「ひろしま教育の日」フォーラムにおいて、手話通訳者を配置した。
26 秘書広報室	イベント・フォーラム		肢体不自由			「ひろしま教育の日」フォーラムにおいて、車椅子用のスペースを確保した。
27 秘書広報室	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			メイプル賞表彰式において、手話通訳者を配置した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	
28 秘書広報室	その他	広報紙配布	視覚		広報紙「くりっぷ」発行の際、点字版を作成した。
29 秘書広報室	その他	チラシ配布	視覚		「ひろしま教育の日」に関するチラシ作製の際、音声コードを掲載した。
30 教職員課	その他	教員採用試験	視覚		試験問題を点訳し、提供した。点字板、パーキンスブレイル、触読式時計の持込及び点字による解答を認めた。
31 教職員課	その他	教員採用試験	視覚		音声読み上げソフトがインストールされた受験者のパソコンの持込込み・使用を認め、受験させた。解答については、ワードに入力させた。
32 教職員課	その他	教員採用試験	視覚		県立広島中央特別支援学校から拡大読書器を2台(受験者1名につき2台(1台は予備))借用し、受験させた。
33 教職員課	その他	教員採用試験	視覚		対象者が希望するポイント以上の拡大文字による文書を作成し、配付した。
34 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		放送等による指示について、文字で示すことを希望。
35 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		FMマイクの持ち込み・使用を許可するとともに、FMマイクの性質について、他の受験者に事前説明を行い、グループワーク試験を実施した。
36 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		手話通訳者を配置した。
37 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		要約筆記者を配置した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
38 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		口話のため、座席を前方にすることを希望。	前方の座席を指定した。説明者、面接官等は、受験者の方を向き、ゆっくりとはっきりと話した。
39 教職員課	会議・研修		視覚		研修等が行われる前に本人に電話で希望を聴取し、本人の希望に応じた環境整備を行っている。内容は、右記のとおり。	拡大印刷資料配付、資料の事前送付、会場内の移動の誘導、座席指定時の個に応じた配慮、アンケートの代筆
40 教職員課	会議・研修		聴覚・平衡機能		研修等が行われる前に本人に電子メールで希望を聴取し、本人の希望に応じた環境整備を行っている。内容は、右記のとおり。	手話通訳者の配置、指示文書交付、座席を前方に設定(手話のため)
41 学校経営支援課	会議・研修		聴覚・平衡機能			聴覚障害者が参加する会議であったため、手話通訳者を配置した。
42 義務教育指導課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			「ことばの輝き」優秀作品コンクール表彰式において手話通訳者を配置した
43 図書館	施設利用		視覚		クラシック・ジャズのみCD目録(墨字)の送付を希望。	OPACでの閲覧が困難な利用者であるため、墨字版を作成し、A3に拡大して送付した。
44 図書館	施設利用		視覚		ジャズのみCD目録(墨字)の送付を希望。	OPACでの閲覧が困難な利用者であるため、墨字版を作成し、A4に拡大して送付した。
45 図書館	施設利用		肢体不自由		利用に関するサポートを希望。	インターネット予約受取館登録を代行、地下駐車場まで同行、貸出資料の運搬をサポートした。
46 図書館	施設利用		肢体不自由		利用に関するサポートを希望。	利用者がタクシニーで来館。タクシニーまで図書館の車椅子で送迎した。複写希望のため、複写申込書の代筆、複写作業の代行を実施した。
47 図書館	施設利用		視覚		利用に関するサポートを希望。	月1回程度利用される方。コピー申込書の代筆及びセルフコピー作業の代行を行っている。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	
48 三次警察署	窓口対応		肢体不自由		運転免許証の自主返納を目的に車椅子で来署された方に対し、2階の交通課窓口ではなく、1階のカウンターに職員が赴いて書類作成を行うなど、昇降に係る負担を軽減した。
49 三次警察署	窓口対応		肢体不自由		運転免許更新業務のため車椅子で来署された方に対し、書類作成時に板挟みを提供し、視力検査時には機材を延長して視点の高さに調整するなど、車椅子に座ったままで手続きが行えるようにした。
50 三次警察署	窓口対応		聴覚・平衡機能		職員が筆談により来署者の申出内容を受理し、運転免許センター担当者へ電話で取り次ぎ手続きを補助した。
51 運転免許課	施設利用		肢体不自由		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすを貸し出し、移動の補助を行った。</li> <li>・身体障害者用駐車枠を分かりやすくするため、カラーコンを設置するとともに、駐車枠に設置されていたシンボルマーク表示を頭上位置に移設した(広島免セ)</li> <li>・身体障害者用駐車枠の設置 (広島運転免許センター14枠、東部運転免許センター9枠)</li> <li>・車いすの設置 (広島運転免許センター2台、東部運転免許センター2台)</li> </ul>
52 運転免許課	窓口対応		聴覚・平衡機能		手話講習を受講した職員による手話とホワイトボード(筆談)を併用した説明を行い、耳が聞こえない来庁者を支援した。
53 運転免許課	教育		聴覚・平衡機能		本人から福山市へ手話通訳の依頼があり、福山市が手配の通訳人が講習会場の正面で講習内容を通訳するとともに、手話講習を受講した職員が本人の隣で通訳の補助を行った。
54 運転免許課	窓口対応		聴覚・平衡機能		本人の依頼により、手話講習を受講した警察職員が、一連の免許更新の手続きについて手話通訳を行った。

広島県における障害者差別解消法に基づく『環境整備』の事例(平成30年度)

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容(申出があった場合のみ)	
1 保健環境センター	施設利用		肢体不自由		無		平成30年度に、保健環境センター本館の耐震工事に合わせて、正面玄関西側の既設スロープについて、車椅子利用者向けの基準に適合するよう、勾配を緩和する工事を実施した。
2 県税事務所	窓口対応		その他	全般	無		プライバシーの配慮に資するため、窓口カウンターにパーテーションを設置した。
3 県税事務所	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		窓口に筆談用ホワイトボードを設置している。
4 文化芸術課	イベント・フォーラム		視覚		無		不特定多数の県民を対象とするイベント(けんみん文化祭ひろしま)の広報用チラシにおいて音声コードを掲載した。
5 環境政策課	イベント・フォーラム		視覚		無		不特定多数の県民を対象とする「環境の日」のイベントのチラシに音声コードを掲載した。
6 人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		肢体不自由		無		不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において車椅子利用者向けにステージ付近にスロープを設置した。
7 商工労働総務課	会議・研修				無		障害者差別解消法の理解を深める局人権研修を実施
8 県立農業技術大学校	施設利用		肢体不自由		無		車椅子利用者向けに校内へスロープを設置した。
9 都市環境整備課	施設利用		肢体不自由		有	歩道に不陸(凹凸)箇所がある。	不陸箇所を早急に整備し、利用者に安全に歩行して頂ける様に対応した。



【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容(申出があった場合のみ)	
10 都市環境整備課	施設利用		肢体不自由		有	プール利用の際に車イスでプールサイドまで行きたい。	プール室内用の車イスを貸し出し、プール内スロープまで車イス利用出来るようにした。
11 都市環境整備課	施設利用		視覚		有	点字ブロックが経年劣化した所がある。	点字ブロックの経年劣化箇所をセメント等で補修を行った。
12 図書館	会議・研修		視覚		無		「サピエ図書館」を利用した視覚障害者等サービスについて、尾道市立中央図書館にて研修を実施。
13 図書館	会議・研修		視覚		無		「サピエ図書館」を利用した視覚障害者等サービスについて、三次市立図書館にて研修を実施。
14 広島南警察署	施設利用		肢体不自由		無		・広島南警察署の交通課窓口出入口に身体障害者用駐車枠及び身体障害者用トイレを設置 ・広島南警察署本庁舎1階窓口(会計課前)に購入 ・広島南警察署の交通課窓口出入口にスロープを設置した。
15 安佐北警察署	施設利用		肢体不自由		無		和式トイレのみの設置であったが、安佐北警察署の一部のトイレにウォッシュレット機能付き洋式トイレを設置した。
16 呉警察署	施設利用		肢体不自由		無		呉警察署正面出入口階段(2段)に手すりを設置した。
17 庄原警察署	施設利用		肢体不自由		無		東城交番の改修工事 ・洋式トイレの設置 ・運転免許更新講習で使用する会議室へ至る階段に手すりを設置
18 人材育成課	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		警察職員に対する手話講習を実施した。
19 人材育成課	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		手話講習修了者の能力維持向上を目的として、手話のブラッシュアップ講習を実施した。
20 人材育成課	窓口対応		聴覚・平衡機能		有	しようぶ園見学希望の方から、肢体が不自由な為、車で出来るだけ近くまで行きたい旨の申出	窓口対応において聴覚障害者の方の要望等を円滑できるように「コミュニケーションボード」を作成した。

市町における障害者差別解消法に基づく『合理的配慮』の提供事例について(平成30年度)

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
1 広島市	職場		精神障害		有	臨時採用職員に採用された際の配属先について、障害の状態も踏まえた上で、判断するよう、配慮した。
2 呉市	窓口対応		肢体不自由		無	来客用の窓口は立った状態で利用する道りであるため、椅子に座って話ができる窓口に誘導した。
3 呉市	窓口対応		肢体不自由		無	申請書等の記入に時間がかかる場合、急がせている印象を与えないよう、必要に応じて窓口から距離を取り、自分のペースで記入できるよう配慮した。
4 呉市	会議・研修		聴覚・平衡機能		無	本会議場に手話通訳者を配置した。
5 呉市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無	不特定多数の人を対象とするイベントにおいて、手話通訳者を配置した。
6 呉市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無	不特定多数の人を対象とするイベントにおいて、パソコン要約筆記を実施した。
7 呉市	イベント・フォーラム		視覚		無	不特定多数の人を対象とするイベントの広報チラシに、音声コードを貼付した。
8 呉市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		呉市健康の日ウオーキング大会の開会式において「手話通訳者を配置してほしい」との申出があった。	開会式に手話通訳者を配置した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
9 呉市	教育		発達障害		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、次の行動に移りやすいよう、絵や図等を見わけるように手順書などを改良した。
10 呉市	教育		発達障害		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、担任が変わっても、前年度担任のところで過ごす時間を持ち、子どもが安心できるようにした。
11 呉市	教育		発達障害		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、見通しが持てるよう、スケジュールや2カ月カレンダー等を提示し知らせた。また、急な変更はしないようにした。
12 呉市	教育		発達障害		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、穏やかな声で端的に肯定的な言い方で指示を出した。(子どもの情報の受け取り方や処理の仕方に合った指示)
13 呉市	教育		発達障害		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、不安な時に手に持つ、安心グッズ(トーマス、ミニカー、ブロック等)を用意した。
14 呉市	教育		音声・言語・そしゃく		無	保育所において、発達障害を持つ子に対し、子どものそしゃく状態に合った食事を提供した。おかずごと、ミキサーで攪拌して飲み込みやすくし、誤嚥を予防するよう、子どものそしゃく状態に合った食事を提供した。
15 呉市	教育		聴覚・平衡機能		無	保育士が子どもの正面から話しかけ、子どもの視線の位置を確認した。(補聴器をはずす場面→プール、水遊びなど)

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
16 呉市	教育		肢体不自由		無	他の子と同じように遊びたいという気持ちに寄り添い、子どもがハイハイで移動する際に危険のないよう、加配保育士が見守った。(必要な場合は、抱っこで移動した)
17 呉市	教育		その他		無	障害を理由に、保育所入所を断らなかつた。
18 呉市	その他	展示物鑑賞	視覚		付き添いの方から、「ハンズオン対応はありますか?」と問い合わせがあった。	展示物に触れることは禁止されているが、一部のものについては、学芸員立ち会いのもとに、視覚障害を持つ人が直接、手で触れることができることとした。(要予約)
19 呉市	その他	就学時健康診断	発達障害		児童の保護者から「長時間並んで待つのが苦手である」との申出があった。	待ち時間が発生しないよう、健診の順番を最初にした。
20 呉市	その他	就学時健康診断	発達障害		児童の保護者から「健診などの大勢の人が集まる所では落ち着くことができない」との申出があった。	周囲からの視界が遮られるようなスペースで順番待ちできるようにした。
21 竹原市	教育		その他	在籍する児童生徒の障害	児童生徒の保護者からの就学に向けての意向や希望、思いなど。	障害をもった児童生徒が適切に教育を受けられる環境を整備し学校へ受け入れた。
22 竹原市	教育		知的障害		児童生徒の保護者から学習面の補助等を行う介助員の配置について希望があった。	在籍学級に介助員を配置した。
23 竹原市	教育		発達障害		児童生徒の保護者から突発的な行動に対応する介助員の配置について希望があった。	安全面の確保や危険回避、クールダウン時の対応等を担う介助員を配置した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
24 福山市	交通		内部障害		身体障がい者(心臓機能障がい1級)の人が車椅子で商業施設のシャトルバスに乗車しようとしたが、乗車できなかった。	シャトルバスの運行を受託しているバス会社に確認をしたところ、「シャトルバスは車椅子の専用スペースがなく、安全面から対応できないが、障がい者への配慮については運転手に指導する。」とのことであった。
25 福山市	交通		聴覚・平衡機能		到着駅を知らせる車内アナウンスが聞こえないため、乗り過ごしてしまった。特に夏場においては、車窓のプラインドが下ろされていることがあり、外の景色からの情報を得ることが難しいので、電車内の電光掲示板を設置してほしい。	関係課を通じて、鉄道会社に相談内容を伝えた。電光掲示板の設置は困難だが、耳の不自由な方への配慮として、「筆談によりご案内いたします。係員にお申し出ください。」と記載したシールを窓口に掲示しており、困っていることを駅員まで伝えてもらえれば、対応するとのことであった。
26 福山市	交通		聴覚・平衡機能		バスに乗車していたが、車内にヘルプマークの表示がなく、優先座席を譲ってもらえなかった。運転手にマークの趣旨についての研修をしてもらいたい。	バス会社に相談内容について情報提供し、ヘルプマークの啓発用ステッカーが届き次第貼付してもらうよう依頼するとともに、運転手にマークの趣旨や対応方法について周知するよう依頼した。
27 福山市	その他	行政機関	その他	構音障害	発音が正しくできず、電話が困難なため、FAXやメールで問合せができるよう、市の様式の問合せ先の欄にFAX番号とメールアドレスの記載を追加してほしい。	関係課に依頼し、問合せ先の欄にFAX番号とメールアドレスを追加した。
28 福山市	施設利用		視覚		商業施設の入口にある点字ブロックをエレベーターの前まで延長してほしい。また、点字ブロックと床の識別が難しいので、精度を上げてほしい。	点字ブロックをエレベーターの前まで延長することや精度をあげることについて、2018年度に対応予定。
29 府中市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			講演内容を手話で伝える・講演内容の要約をプロジェクトで映す。
30 三次市	会議・研修		聴覚・平衡機能		会議・研修時における手話通訳・要約筆記派遣の要請	要請に基づき、手話通訳・要約筆記の派遣依頼を行った。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
31 庄原市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			市が実施した講演会、戦没者追悼式等において、手話通訳や要約筆記を配置した。
32 庄原市	その他	郵便物	視覚		市役所からの郵便物だとわかるように、封筒の送り主記載箇所へ点字シールを貼って欲しい。	申し出のとおり障害者宛の郵便封筒の送り主記載箇所へ、市役所とわかる点字シールを貼って郵送している。
33 大竹市	窓口対応		視覚		申請書を代筆して欲しい。	聞き取りにより申請書を代筆した。
34 安芸高田市	イベント・フォーラム		肢体不自由			誘導及び車椅子スペース確保した。
35 安芸高田市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		音声言語での意思疎通ができない。	障害者スポーツ交流会、及びフライングディスク大会に手話通訳者と要約筆記者を派遣した。
36 安芸高田市	会議・研修		聴覚・平衡機能		会議で発言者の声が聴こえない。(聴こえないくい。)	自立支援協議会に要約筆記者を派遣し、会議の簡単な議事録を作成し配布した。
37 府中町	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			町主催イベントへの手話通訳者及び要約筆記者の派遣(敬老大会、ヒューマンフェスタ、成人式、講演会等)
38 安芸太田町	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			不特定多数を対象とするイベントにおいて、要約筆記の配置を行った。
39 世羅町	窓口対応		発達障害		音、光、ほこり等に感覚過敏・アレルギーがある。	別室に案内し、落ち着いて話ができる環境を整えた。
40 世羅町	窓口対応		精神障害		家に届いた書類の手続きの要否等が分からず、一式町の窓口へ持参される。	全ての書類について手続きの要否、手続き期限等の内容を一緒に確認し、丁寧に説明して理解・安心していただいた。手続きが必要なものについては担当窓口へつなげた。

市町における障害者差別解消法に基づく『環境整備』の事例(平成30年度)

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
1 広島市	施設利用		その他	すべての障害者	無		次年度予算要求にあたり、障害者を含めたすべての市民が安全かつ快適に施設を利用できるよう、所管施設の構造の改善及び設備の整備等について予算措置を行うよう庁内各課へ依頼した。
2 広島市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無		次年度予算要求にあたり、本市が開催する各種行事における手話通訳者及び要約筆記者の配置について予算措置を行うよう庁内各課へ依頼した。
3 広島市	その他	行政一般	視覚		無		次年度予算要求にあたり、本市が発行する印刷物における音声コード(SPコード)印字及びデジタル版の作成について予算措置を行うよう庁内各課へ依頼した。
4 呉市	教育		発達障害		無		集団に入れず保育室を出て行く、保育室に居ても離席するなどの行動がある場合、リソースペーパー(気持ちを着かせる場所)を確保し、安心できる居場所を提供した。
5 呉市	教育		発達障害		無		保育室の正面を決め保育士の立ち位置を決めた。全面掲示を省き、必要なもののみにした。また、子ども同士で刺激を合う場合、視覚に入らない席に座る、パーテーションなどで遮るなどの支援を行った。
6 呉市	教育		発達障害	知的障害	無		保育所において、テーブル席とロッカーの位置を近くし、動線をわかりやすくした。個人のマークをつけて自分の場所、ものが認識できるようにした。(就園中は、マークを変更しない)

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
7 呉市	教育		発達障害	知的障害	無		保育所において、玩具の置く場所を固定し、出し入れしやすいようにした。棚等に玩具の写真を貼り、見てわかりやすいようにした。“必ずそこへ行けばある”という環境を整え、自発的、主体的に遊び、片づけることへもつながっていった。
8 呉市	交通		肢体不自由		無		新設した来庁者用駐車場内に「思いやり駐車場」を4台分設置した。
9 竹原市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		窓口業務のカウンターに筆談ボードを設置している。
10 竹原市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無		市が主催する市民講座や講演会において舞台に手話通訳及び必要筆記を配置した。
11 竹原市	教育		肢体不自由		無		学校の施設改修として、昇降機及び多目的トイレを設置した。介助員を配置した。
12 三原市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		市役所の窓口に筆談マークを設置し、聴覚障害のある人に分かりやすい表示を行った。
13 福山市	施設利用		発達障がい		無		施設を利用する発達障がいのある子どもが、衝動的に自動ドアから道路へ飛び出してしまわないよう、自動ドアにタッチボタンを設置した。
14 福山市	施設利用		肢体不自由		無		上記のタッチボタンを設置した際、子どもが容易にボタンを押せないよう通常より高い位置へ設置したが、車椅子を利用する来訪者も無理なく出入りできるよう、実際に車椅子利用者に聞き取りを行い、ボタンを設置する高さを決定した。



【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
15 福山市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無		環境保全講演会の参加者を対象に手話通訳者及び要約筆記者を配置した。
16 福山市	会議・研修		聴覚・平衡機能		無		平成29年9月議会から、本会議において、常に手話通訳士を配置し、会議の手話通訳を行った。
17 福山市	会議・研修		聴覚・平衡機能		無		2017年(平成29年)9月定例会から、本会議の中間映像に手話通訳の映像を合成して配信できるように設備を整備した。
18 福山市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		各課の窓口や施設の受付などの分かりやすい場所に「筆談マーク」を掲示するよう依頼し、各課において対応した。
19 福山市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		窓口で証明を発行する際に聞き取りが必要な事項について、あらかじめ質問とそれに対応する答えのカードを作り指差すことで、時間短縮や負担軽減につながった。
20 福山市	窓口対応		肢体不自由		無		立ち上がる際の負担を軽減するため、待合の椅子の一部を手すりつきものに変更した。

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
21 福山市	施設利用		肢体不自由		無		車椅子利用者等が、雨天時に車に乗降する際の状況改善を図るため、駐車位置に屋根を設置した。
22 福山市	施設利用		肢体不自由	聴覚・視覚	無		市施設での自衛消防訓練で、聴覚障がい者・視覚障がい者・車椅子の利用者がいることを想定し、配慮をして訓練を実施した。
23 福山市	施設利用		肢体不自由		無		福山市立保育所(1か所)にて車椅子利用者向けに正門付近にスロープを設置した。
24 府中市	会議・研修		聴覚・平衡機能		無		「あいサポート運動」出前講座を利用して職員研修を行った。
25 三次市	会議・研修		その他	障害全般	無		障害者差別解消法に関する職員研修を実施した。
26 三次市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無		不特定多数の方を対象とする、市主催の地域づくり懇談会及び障害理解の市民講演会に要約筆記を配置した。
27 三次市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		手話通訳者1名を市役所本庁に配置した。
28 三次市	その他	郵送	視覚		無		市の発送する封筒に市名の点字を施工した。

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
29 三次市	施設利用		内部障害		無		公共施設1施設へオストメイトトイレを設置した。
30 庄原市	会議・研修		その他	障害全般	無		障害者差別解消法についての職員研修を実施した。
31 大竹市	会議・研修		その他	全ての障害者	無		障害者差別解消法に関する職員研修
32 大竹市	会議・研修		聴覚・平衡機能		無		手話・要約筆記の予算を計上した
33 大竹市	その他	集団健診	肢体不自由		有	車いすで健診を受けたい。	公民館にはスロープが設定されているので、介助者ができない部分については健診スタッフで対応した。
34 大竹市	その他	集団健診	視覚		有	集団健診を受けたいが、問診票が記入できない。	事前に窓口で聞き取りによる問診を行う。 ★当日では待ち時間が長くなる可能性があるため、ご本人との話し合いの結果、上記の対応をとった。
35 安芸高田市	施設利用		肢体不自由		無		正玄関のみ設置していたスロープを、文化ホール入口玄関にも設置した。(H29.9)
36 安芸高田市	施設利用		肢体不自由		有	洋式トイレが少なく、和式ではしゃがみづらいので、洋式化が手すりを付けてほしい。	施設内の和式トイレの洋式化工事をし、洋式トイレの数を増やすとともに、トイレ個室壁に手すりを設置した。(H30.1)

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出 申出の有無 (申出があった場合のみ)	環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
37 安芸高田市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無	市役所来庁者のため、卓上型対話支援システムを購入し設置した。
38 安芸高田市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無	毎月第1、第3火曜日に市役所来庁者の対応のため、手話通訳者を配置した。
39 安芸高田市	窓口対応		音声・言語・そしゃく		無	毎月第1、第3火曜日に市役所来庁者の対応のため、手話通訳者を配置した。
40 安芸高田市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無	市役所窓口に全日本ろうあ連盟作成の「手話マーク」「筆談マーク」を掲示した。
41 安芸高田市	窓口対応		音声・言語・そしゃく		無	市役所窓口に全日本ろうあ連盟作成の「手話マーク」「筆談マーク」を掲示した。
42 安芸高田市	イベント・フォーラム		その他	全般	無	障害者週間にあわせ、文化施設内に市内の障害者施設を紹介するパネルを展示し、市民に啓発活動を行った。
43 安芸高田市	イベント・フォーラム		その他	全般	無	県の「あいサポートアート展」巡回展にあわせ、市内障害者施設利用者の作品展を開催し、市民に啓発活動を行った。
44 安芸高田市	イベント・フォーラム		その他	全般	無	毎月第3金曜日、福祉事業所製品の販売会を開催し、来庁者、および職員への啓発活動を行った。

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
45 安芸高田市	イベント・フォーラム		発達障害		無		発達障害研修会を開催し、市民や関係機関へ啓発活動を行った。
46 安芸高田市	その他		視覚		無		市ホームページ掲載記事に読み上げ用のWord文書も掲載した。
47 江田島市	施設利用		内部障害		無		市関係施設を改築する際に、オストメイト対応トイレを設置した。
48 江田島市	会議・研修		聴覚・平衡機能		無		障害者差別解消法の講演会を行った際に、手話通訳者を派遣した。
49 府中町	窓口対応		聴覚・平衡機能		有	設置手話通訳者の設置時間が9:00～16:00なので、役場開庁時間(8:30～17:15)常駐させてほしい。	設置手話通訳者を臨時職員2人(1人あたり15時間/週)から、嘱託員2人(1人あたり22.5時間/週)に変え、手話通訳者を常駐した。
50 世羅町	施設利用		肢体不自由		無		コミュニケーション施設の新築整備に際して、ユニバーサルデザインの採用、入り口付近への多目的駐車場の整備、手すりの整備などにより施設のバリアフリー化を図った。
51 世羅町	教育		知的障害		無		特別支援学級の教育環境の充実を図るため、教室及び備品整備を行った。
52 世羅町	会議・研修		知的障害		無		特別支援教育に関する研修において、合理的配慮に関する内容の研修を実施した。



広島県あいサポート運動企業・団体表彰について

〔令和元年 10 月 18 日〕  
障害者支援課

1 趣旨

平成 23 年 10 月から取り組んでいる「あいサポート運動」が、各地域において実践され、全県に広がるよう、他の模範となる先導的な福祉・地域活動を行っている「あいサポート運動企業・団体」を表彰する。

2 表彰式の日程等

あいサポートアート展の入賞作品表彰式に併せて、知事表彰状を授与して行う。

○日時：令和元年 10 月 29 日（火） 13 時～13 時 40 分

○場所：広島県立美術館 地下 1 階講堂

3 表彰企業・団体一覧

企業・団体名	業務の内容	取組開始	取組内容
広島電鉄株式会社 (広島市中区東千田町二丁目 9-29)	鉄・軌道事業 自動車事業 不動産事業	平成28年	○主要各有人駅にコミュニケーション支援ボード及び筆談具を設置 ○鉄道（市内電車）内やバス車内にヘルプマークポスター掲出 ○新入社員等の定期教育時にあいサポート研修を実施
OPP株式会社 (広島市西区商工センター 5-2-5)	調味料・加工食品 製造、パッケージング全般	平成30年	○障害者に関する勉強会の実施 ○学校や施設等からの職場見学や体験依頼の積極的な受け入れ 等
医療法人仁医会 井口医院 (広島市安佐北区可部7丁目 5番7号)	有床診療所	平成19年	○障害者による院内演奏会 ○介護技術研修の実施 ○透析患者の無料送迎 等
広島アルミニウム工業株式会社 (広島市西区横川町三丁目 6-3)	輸送用機械機器製造業	平成30年	○特別支援学校との交流 ○障害者雇用の促進 ○障害者社員へのサポートと配慮 ○社員への障害についての教育の実施
ノートルダム清心高等学校 手話同好会 しゅわっち (広島市西区己斐東一丁目 10-1)	手話を学び、校内外で広める、ろう者の方々との積極的な交流	平成29年	○手話甲子園の出場（平成29年度～） ○平成30年度は広島南特別支援学校と合同チームを結成し、手話甲子園に出場（原爆被害や西日本豪雨災害での被災ろう者への心配りの大切さを寸劇で構成）令和元年度も同校との合同チームにより出場
株式会社大創産業 (東広島市西条吉行東一丁目 4-14)	バラエティ雑貨 100円ショップ ダイソーの運営	令和元年	○パラリンアートのオフィシャルパートナーとして障がい者アートを支援 ○ヘルプマーク啓発ポスターの県内全店舗掲示 ○特例子会社の設立

4 参考

「あいサポート企業・団体」認定数： 782 企業・団体（令和元年 9 月末現在）

手渡してくれ  
たいしに  
ありがとう

19年度「<sup>なんど ひろ</sup>広がれ！<sup>はいりよ わ</sup>配慮の輪」<sup>せんりゅう つた</sup>川柳で伝えるメッセージ



せんりゅう ぼしゅう  
あなたの川柳を募集します！



ヒューマンフェスタ 2019 ひろしまで、あなたの作品を発表しませんか

障害者差別解消法施行（平成 28 年 4 月 1 日）から 3 年が経ちましたが、社会の中には様々なバリアがあります。障害のある方に対して、“どのような配慮の仕方が必要なのかわからない”という御意見も寄せられています。一方で、障害のある方からの“こんな配慮があって嬉しかった”という事例については、もっと広く皆様に知っていただく、ということも求められています。

あなたの川柳に、障害のある方への理解と、配慮の大切さの思いを込めて、伝えてみませんか。

応募項目	障害者差別解消法の合理的配慮に関する川柳メッセージ
応募期間	令和元年 9 月 24 日（火）～11 月 5 日（火）必着
応募作品	1 人 3 点まで（※川柳メッセージ応募用紙を用いること。）
応募資格	広島県内にお住まいの方、お勤めの方、通学の方
応募内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募作品は、自作のもので未発表のものとする。</li> <li>・応募者は作品が県のあいサポート運動や障害者差別解消法の合理的配慮提供の普及促進に使用されることを承諾したものとし、作品の著作権は広島県に帰属する。</li> <li>・応募作品（用紙）は返却しない。</li> </ul>
応募方法 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募作品は「専用の応募用紙」を用い文字は縦書き（横書き）で統一し、楷書で正確に書く。パソコン、ワープロでの記入も可能。</li> <li>（※申請書は広島県ホームページ「広島県あいサポート運動「広がれ配慮の輪 川柳メッセージ展」の作品を大募集します」からダウンロードできます。）  <a href="http://192.168.77.73/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=608344">http://192.168.77.73/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=608344</a> <b>広島県あいサポート川柳 検索</b></li> <li>・点字作品は墨約（ペン書き）して応募する。</li> <li>・応募作品が上記の応募方法に合わない場合は審査の対象外とする。</li> </ul>
応募作品の展示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、応募された全ての作品は、ヒューマンフェスタ 2019 ひろしま（12 月 7 日（土）～8 日（日）、広島市総合福祉センター）の会場において展示する。</li> </ul>
審査及び審査結果発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査委員会（有識者等）において、入賞作品を決定する。</li> <li>・入賞作品は県ホームページ等において発表する。</li> </ul>
表彰	広島県知事賞：1 点、優秀賞：2 点
入賞作品の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページへ掲載するとともに、あいサポート運動や障害者差別解消法の合理的配慮提供の普及促進に活用する。</li> </ul>
送付先 問合せ先	広島県障害者支援課「川柳メッセージ」係 〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52 電話：082-513-3157 ファックス：082-223-3611 Eメール：fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募後の作品修正は認めない。</li> <li>・盗用、著しい類文、その他趣旨に反する用語等の使用が判明した場合は、受賞を取り消すものとする。</li> <li>・応募作品の発表等の際し、第三者から主催者に対して異議申し立て、請求、訴訟等がなされた場合、応募者はその一切を応募者の責任と費用負担により解決し、万一主催者が損害を被った場合には、その被害を補填するものとする。</li> </ul>
個人情報の取扱い	応募者の個人情報は、応募者への連絡、展示等を除き、目的以外に使用することはありません。





広島県 2019年度「広がれ！配慮の輪・川柳メッセージ展」開催のお知らせ

「広がれ！配慮の輪」川柳で伝えるメッセージ

# あなたの川柳メッセージ

# 募集中!

令和元年 9月24日(火)~11月5日(火)必着



段差ある  
教えるその声  
ありがとう

## ◆ 広がれ！配慮の輪 ◆

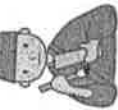
あなたの川柳メッセージを募集します。  
社会の中には障害のある方にとって様々なバリアがあります。その中で「こんな配慮が喜ばれた」「こんな配慮を受けて嬉しかった」経験をぜひ川柳で伝えてみませんか。

※写真・イラストの募集はしておりません

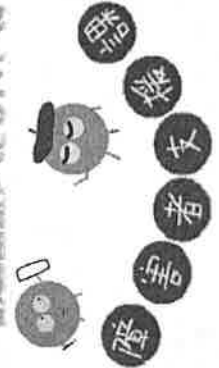


応募作品は2019ひろしまヒューマンフェスタ会場に展示します

ひろしま けん



応募用紙に記入してね



詳しくは広島県ホームページ「あいサポート川柳」で検索



令和元年度 広島県障害者差別解消支援地域協議会委員名簿

区分	所 属	氏 名	備考
学識経験者	広島大学大学院 社会科学研究科 教授	横藤田 誠	部会長
障害当事者 団体	広島県身体障害者団体連合会 会長	村井 憲治	
	広島県手をつなぐ育成会 会長	金子麻由美	
	広島県精神保健福祉家族会連合会 会長	岡本 智恵子	
	広島県視覚障害者団体連合会 会長	橘高 則行	
	広島難病団体連絡協議会 会長	後藤 淳子	
	広島自閉症協会 理事長	小野塚 剛	
	高次脳機能障害サポートネットひろしま 理事長	濱田 小夜子	
	広島聴覚障害者協会 代表理事	蔵本 則彦	
教育	広島県特別支援学校長会 会長	重岡 伸治	
	広島県特別支援学校PTA協議会 会長	広瀬 淳子	
福祉等	広島県社会福祉協議会 常務理事	衣笠 正純	
	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	佐藤 裕幸	
	広島県身体障害者施設協議会 副会長	小谷 貴弘	
	広島県知的障害者福祉協会 副会長	井上 一成	
	広島障害者職業センター 所長	三島 浩徳	
保健・医療	広島県医師会 常任理事	渡邊 弘司	
	広島県歯科医師会 常務理事	新谷 宏規	
	広島県看護協会 副会長	松田 尚美	
	広島県精神科病院協会 副議長	長尾 正嗣	
事業者	広島県商工会議所連合会 事務局長	伊木 剛二	
	広島県商工会連合会 専務理事	石井 正朗	
	広島県経営者協会 専務理事	中野 博之	
	広島県生活衛生営業指導センター 専務理事	荒川 勇	
	広島県宅地建物取引業協会 専務理事	石原 壽之	
	全日本不動産協会広島県本部 本部長	伊折 一夫	
	広島県バス協会 専務理事	赤木 康秀	
法曹等	広島弁護士会 弁護士	菊永 将浩	
	広島司法書士会 理事	天田 晴美	
国行政機関	広島法務局 人権擁護部 第二課長	若槻 靖夫	
	広島労働局 職業安定部 職業対策課長	角 浩之	
	中国運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長	梅田 修一	
県行政機関	広島県 環境県民局 消費生活課長	佐伯 美香	
	広島県 健康福祉局 健康対策課長	海嶋 照美	
	広島県 健康福祉局 障害者支援課長	岩崎 和浩	
	広島県 商工労働局 雇用労働政策課長	柴田 勉	
	広島県 教育委員会教育部 総務課長	江原 透	
	広島県 教育委員会教育部 特別支援教育課長	三浦 直宏	
	広島県 警察本部警務部 警務課長	岡本 祐二	

計 39人